

# 太子町都市計画マスタープラン

人と自然と歴史が交流し  
未来へつなぐ和のまち "たいし"

平成 30 年 3 月

大阪府 太子町



# 人と自然と歴史が交流し

## 未来へつなぐ

### 和のまち “たいし”



本町では、昭和 31 年に町制を施行後、昭和 43 年に都市計画区域を指定し、土地区画整理事業や下水道事業、都市計画道路太子中央線などの整備の他、府道美原太子線や南阪奈道路による広域的な道路網の形成など、さまざまな都市基盤整備を順次進めてまいりました。

平成 28 年には、まちづくりの基本理念として「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”」を将来像とした第 5 次太子町総合計画を策定し、「誰もが住みたくなる、住み続けたくなるまち、太子町」をめざしているところであります。

今回改訂いたしました「太子町都市計画マスタープラン」は、第 5 次太子町総合計画に即した、概ね 20 年後を展望しつつ、10 年後の 2027 年を目標年度とする、都市計画の基本方針であります。

これからのまちづくりでは、本町の有する歴史や自然など既存資源を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図ることが重要であると考えております。特に、都市計画道路太子西条線周辺の都市的土地利用や日本遺産である竹内街道周辺の歴史景観に配慮したまちなみ保全など、地域の特性に応じた土地利用を進めることにより、新たなまちづくりの発展につなげてまいりたいと考えております。

計画の推進にあたっては、住民や事業者の皆様と行政がしっかりと協働することで、交流とにぎわいの生まれるまちづくりが着実に実現されるものと期待しております。

最後に、本計画の改訂にあたりまして、ご協力いただきました関係者や貴重なご意見を賜りました住民の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、本計画の推進に向けて一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成 30 (2018) 年 3 月

太子町長 浅野 克己



# 目次

0. 都市計画マスタープランとは	1
0・1 都市計画マスタープランの目的	1
0・2 都市計画マスタープランの位置づけ	1
0・3 計画区域	2
0・4 計画期間	2
0・5 計画の構成	2
1. 太子町を取り巻く環境	3
1・1 太子町の概況	3
1・2 住民意向	17
1・3 社会の潮流	18
1・4 上位・関連計画	19
1・5 まちづくりの課題	22
2. 太子町の将来像	24
2・1 まちづくりの基本目標	24
2・2 都市フレーム（人口フレーム）	24
2・3 将来都市構造	25
3. 都市づくりの方針	28
3・1 土地利用方針	28
3・2 都市基盤施設等の整備方針	32
3・3 環境・景観等の保全・形成方針	38
3・4 市街地及び周辺地域の整備方針	41
3・5 都市防災の方針	45
4. 計画実現に向けた方策	46
4・1 住民との協働によるまちづくりの推進	46
4・2 計画の進行管理	46
4・3 見直しの方針	47
附属資料	
1. 太子町都市計画マスタープラン諮問	49
2. 太子町都市計画マスタープラン答申	50
3. 太子町都市計画審議会等の経緯	51
4. 太子町都市計画審議会委員名簿	51
5. 太子町都市計画審議会条例	52
6. 太子町都市計画審議会規則	54



# 0. 都市計画マスタープランとは

## 0・1 都市計画マスタープランの目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき策定するもので、太子町の都市計画分野での基本的な施策の方針を示すものです。

上位計画として大阪府が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の計画に即し、太子町の将来像や、土地利用、都市施設等に関する計画等のあり方を明らかにするものです。

本町では、平成20年に現行の都市計画マスタープランが策定されて以来、都市計画やまちづくりを計画的に進めてきましたが、10年が経過し、上位計画の見直しや本町をとりまく社会情勢や環境も変化しています。

また、平成28年3月には本町の将来像の総合的な指針となる「第5次太子町総合計画」が策定され、新たなまちづくりの方針が示されたことから、都市計画マスタープランの改訂を行うこととしました。

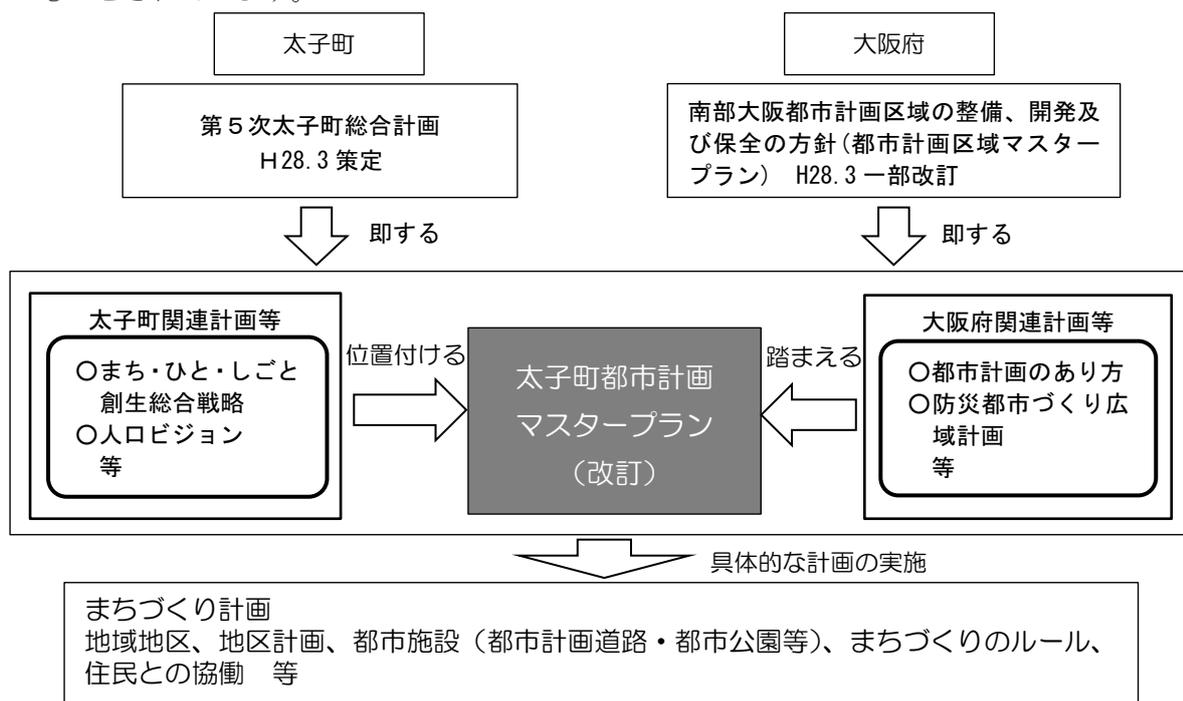
現在、太子町においては、貴重な自然環境や歴史環境を守りながら、安心して住み続けられる、暮らしやすいまちを作り上げていくことが大きな課題となっています。

本都市計画マスタープランは、このような課題に対応し、土地利用や都市施設の整備、環境等の保全・形成などといった都市計画の総合的な指針を策定することを目的とします。

## 0・2 都市計画マスタープランの位置づけ

本都市計画マスタープランは、都市計画法第6条の2第1項による「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「基本構想(総合計画)」等と調整を図りながら都市づくりを進めていくものです。

なお、市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないものとされています。



### 0・3 計画区域

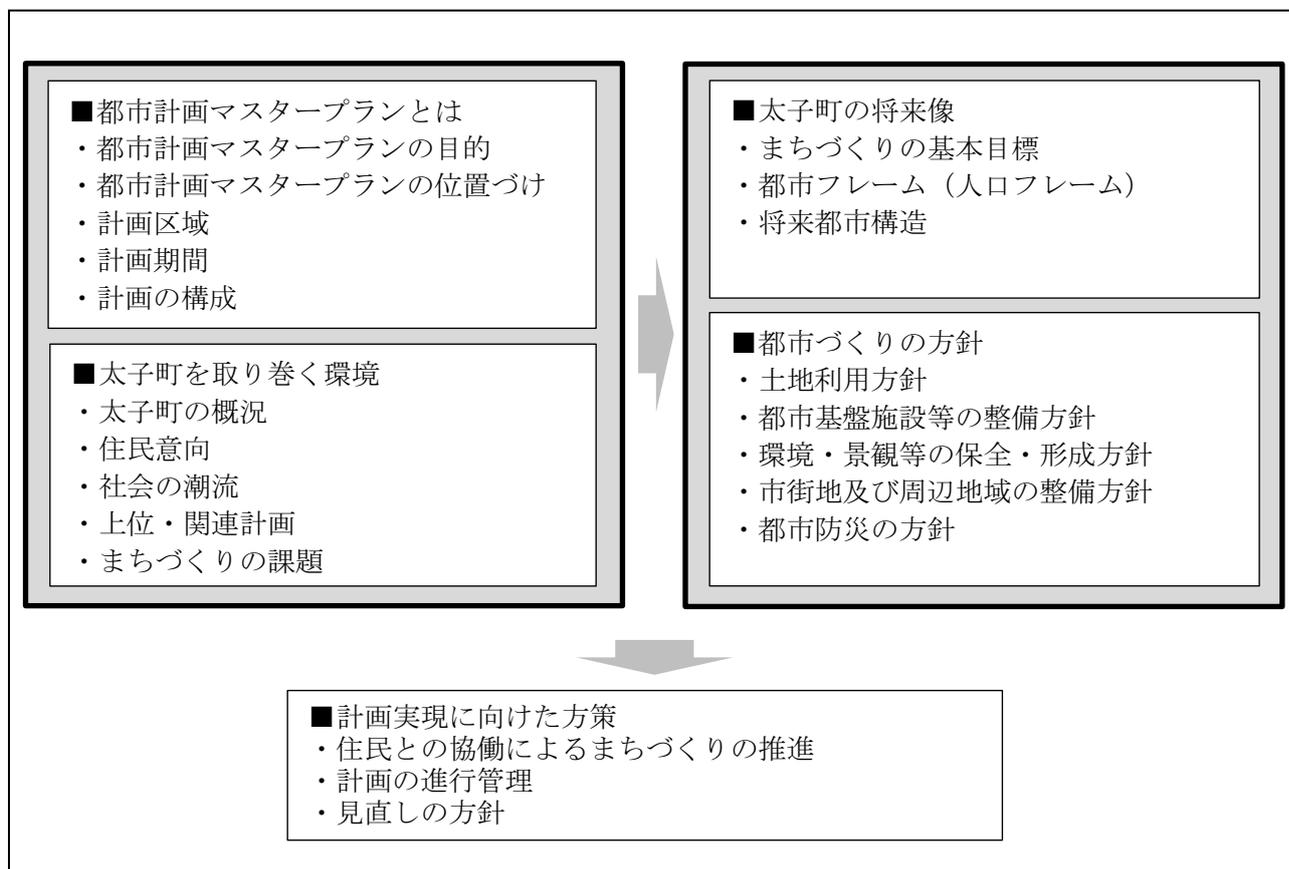
本計画は、都市計画区域である太子町全域を策定の対象としています。

### 0・4 計画期間

本都市計画マスタープランは、おおむね20年先を視野に入れつつ、おおむね10年後を目標年度とします。

### 0・5 計画の構成

都市計画マスタープランでは、太子町を取り巻く環境を整理し、太子町の将来像及び都市づくりの方針を示します。また、計画実現に向けた方策を具体的に進めていくための進行管理方法などを示します。



# 1. 太子町を取り巻く環境

## 1・1 太子町の概況

### 1.1.1 地理

#### (1) 地勢・自然

##### ①位置

太子町は、北緯34度31分、東経135度39分の大阪府東南部、大阪府の中心部より約25kmの距離に位置し、北側は羽曳野市に、西側は富田林市に、南側は河南町にそれぞれ接し、東側は奈良県境となっています。

交通条件としては、町役場からバスで近鉄南大阪線上ノ太子駅へ約5分、近鉄長野線喜志駅へ約15分の距離にあり、両駅と大阪市内とは約30分で結ばれています。

##### ②面積

町域は、総面積14.17km<sup>2</sup>で、東西5.3km、南北4.9kmの広がりを持っています。

##### ③地勢

本町は、北東部から南東部にかけて、二上山及び葛城・金剛の名峰に囲まれ、中央部より西に向かって、緩傾斜をなしています。

町内を流れる河川については、二上山及び葛城・金剛山系を源として、北部では飛鳥川、南部では太井川と梅川があり、石川に合流し、大和川に注いでいます。

##### ④気象

本町は瀬戸内気候に支配された比較的温暖な地域であり、気温は年平均14～15℃、年間降雨量は1,300～1,400mmとなっています。このように比較的雨が少ないため、本町では灌漑用ため池が多くみられます。

#### (2) 地区構成

本都市計画マスタープランは、町全域に及ぶことから住民の身近な生活の場に至るまでのまちづくりの基本方針を定めるものです。このための単位として、小学校区や各種団体の活動範囲など様々なものがありますが、基礎的な施設の整備単位として適切であり、かつ、歴史性などの特性に応じた特色あるまちづくりを進めるのにふさわしい単位として、太子、葉室、春日、山田、畑、聖和台の6地区があります。

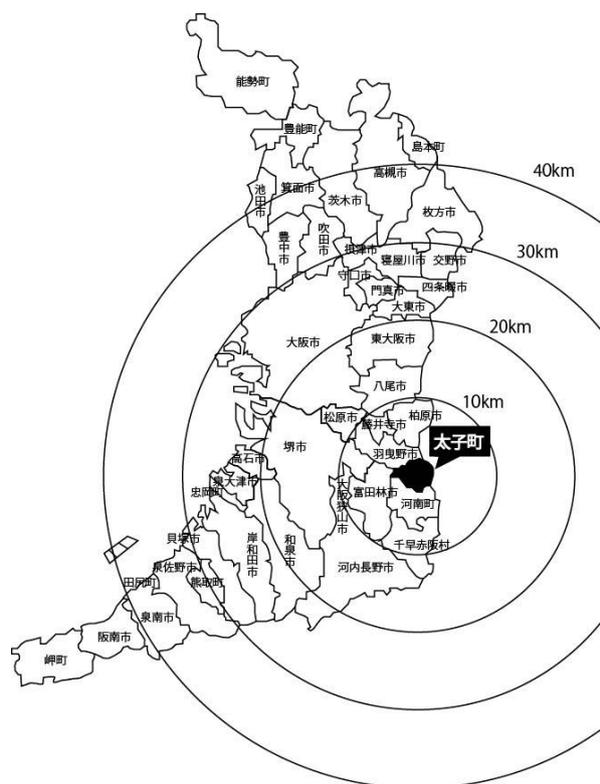


図 本町の位置

## 1.1.2 人口と世帯数

### (1) 長期的人口

太子町の人口は、昭和40年の約5,800人から以降は増加が続いています。

特に平成2年からの10年間では、府内でも有数の人口増加を示し、平成17年の約14,500人で人口増のピークとなります。その後は減少に転じ、平成27年は約13,700人となりました。

平成18年を境として、社会増減、自然増減ともに減少傾向に転換しています。

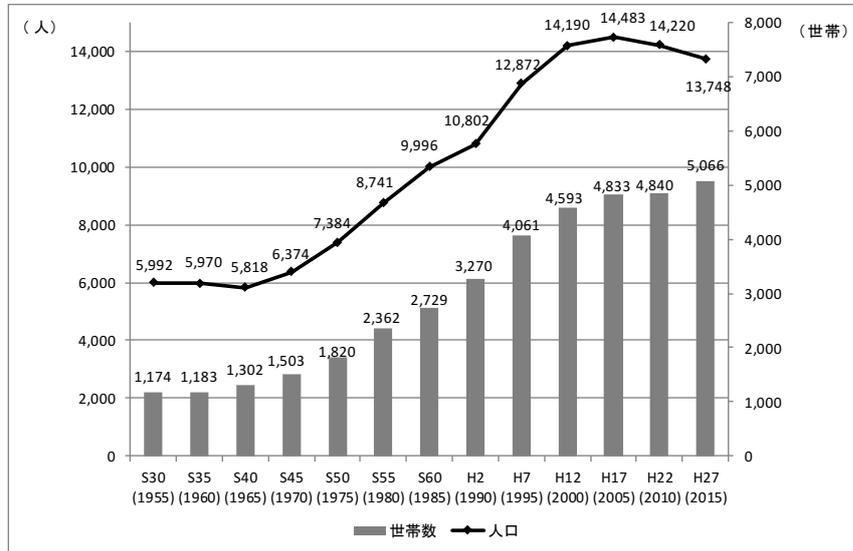


図 人口・世帯数の推移

(出典：国勢調査)

### (2) 5歳階級別男女別人口

本町の人口ピラミッドをみると、現在40歳代前半にあたる第二次ベビーブーム世代の層の厚みが大きく、この層が生産年齢人口を支えています。また60歳代後半にあたる第一次ベビーブーム世代（団塊の世代）の層も厚くなっており、二つのベビーブーム期の人口が膨らんだ「ひょうたん型」に近い形となっています。

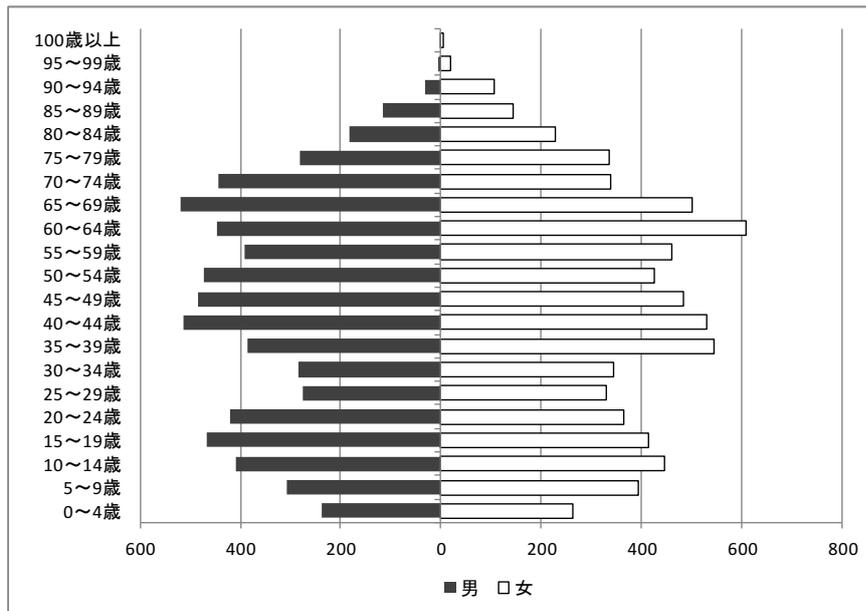


図 5歳階級別男女別人口（平成27年）

(出典：国勢調査)

### (3) 階層別人口

人口減少に伴い、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）については増加しています。

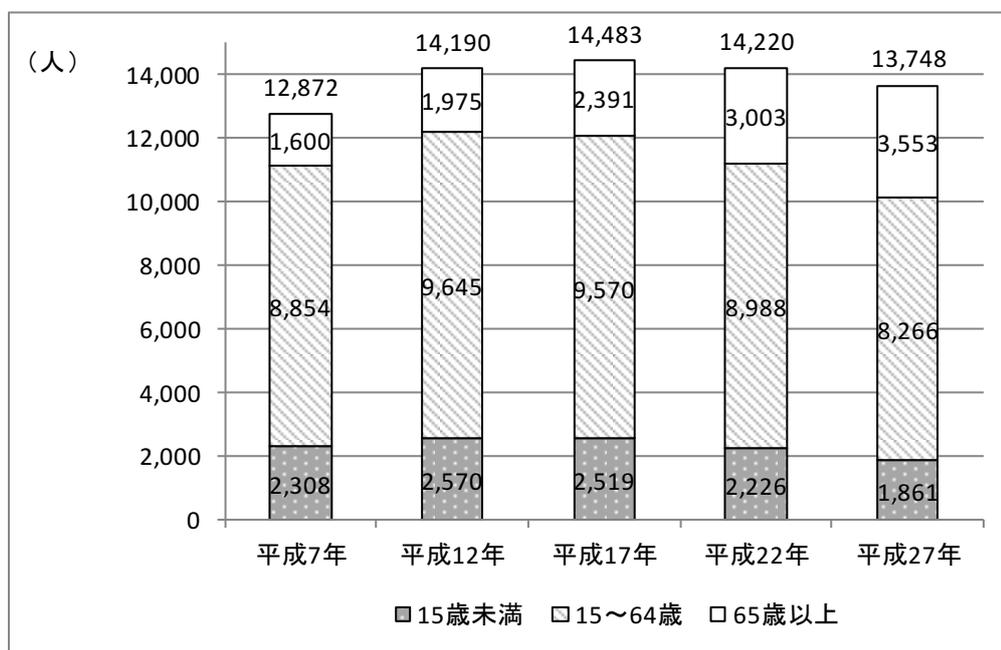


図 階層別人口の推移

(出典：国勢調査)

### 1.1.3 産業

#### (1) 就業者数

就業者数は近年では平成12年度の6,682人をピークとして減少に転じています。平成22年度では、就業者数6,137人の64.4%が第3次産業と大半を占めています。一方、第1次産業は211人と全体の3.4%を占めるにすぎず、年々減少しています。

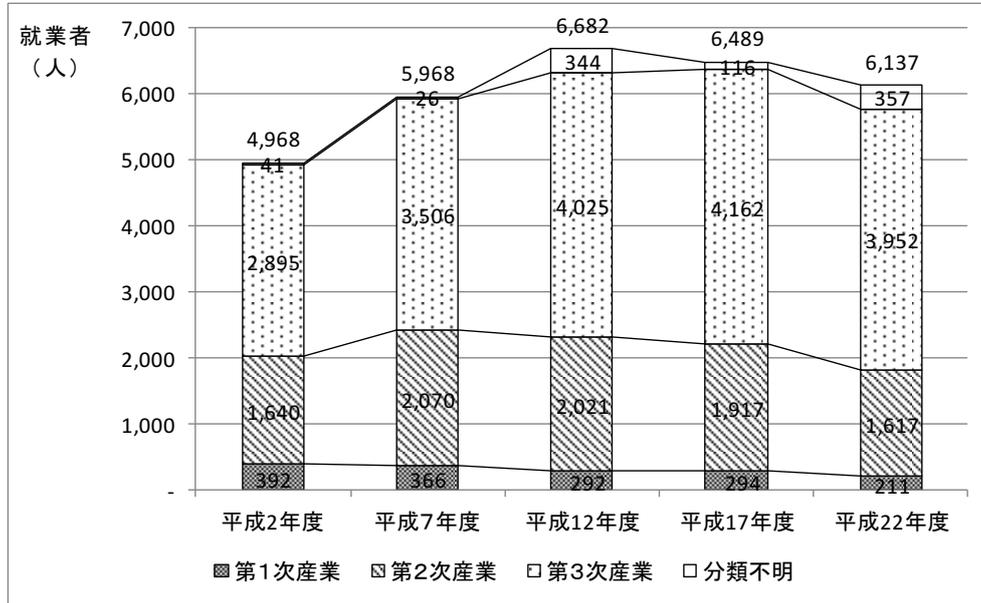


図 就業者数の推移

(出典：国勢調査)

#### (2) 産業構成

平成24年現在、本町の事業所は421件、従業者数は2,778人となっています(公務除く)。

本町では、卸・小売、製造業、不動産・賃貸、医療・福祉等に関わる従業者が主要な構成者となっています。

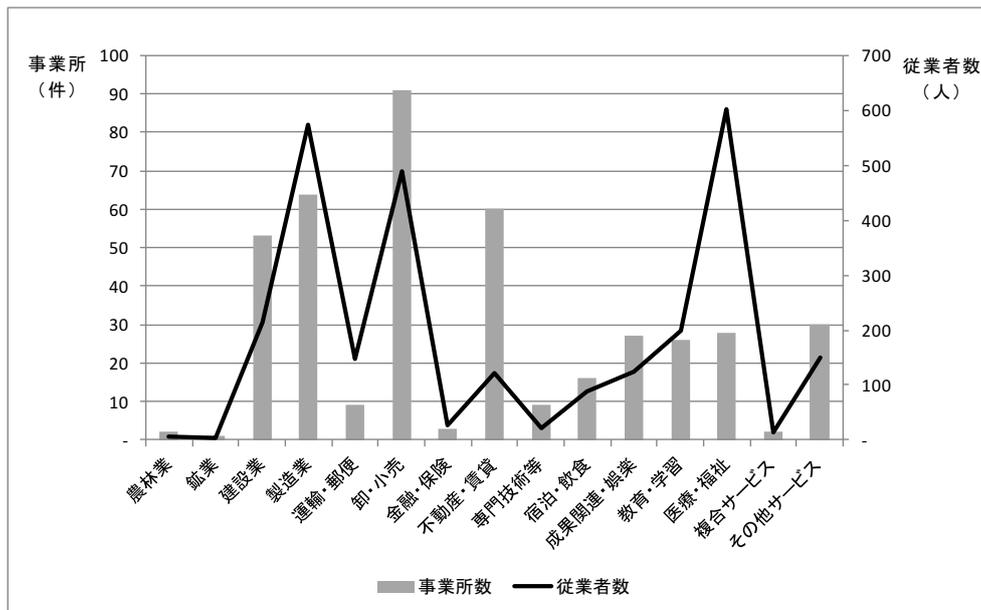


図 産業構成 (平成24年)

(出典：経済センサス)

### (3) 農林業

本町では、大都市近郊の特性を生かしたなす、きゅうりを主体とする軟弱野菜や、ブドウ、ミカンを主体とする果樹園芸作物が主となっています。

一方で、農家の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄地の対策が課題となっています。平成27年では、経営耕地面積115haのうち、39ha、約34%が耕作放棄地となっており、農地の保全や活用が今後のまちづくりの大きな課題になるものと考えられます。

林業については、山林所有規模が小零細であり、産業としては成り立ちにくいのが実情ですが、本町の豊かなみどりを構成する要素の一つであるとともに、山地災害防止の機能を有していることから、山林の適切な維持管理を行い、保全に努める必要があります。

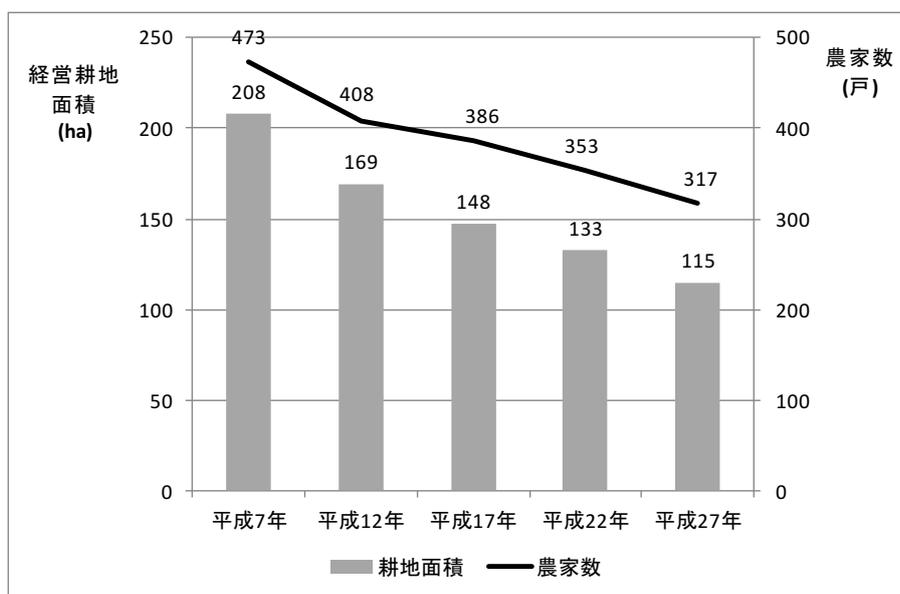


図 耕地面積・農家数の推移

(出典：農林業センサス)

#### (4) 工業

本町の工業は、平成16年では事業所数は34件、従業者数は434人、製造品出荷額等は8,720百万円でしたが、平成26年では事業所数は20件、従業者数は398人、製造品出荷額等は14,314百万円となり、事業所数、従業者数は減少していますが、製造品出荷額等は増加しています。

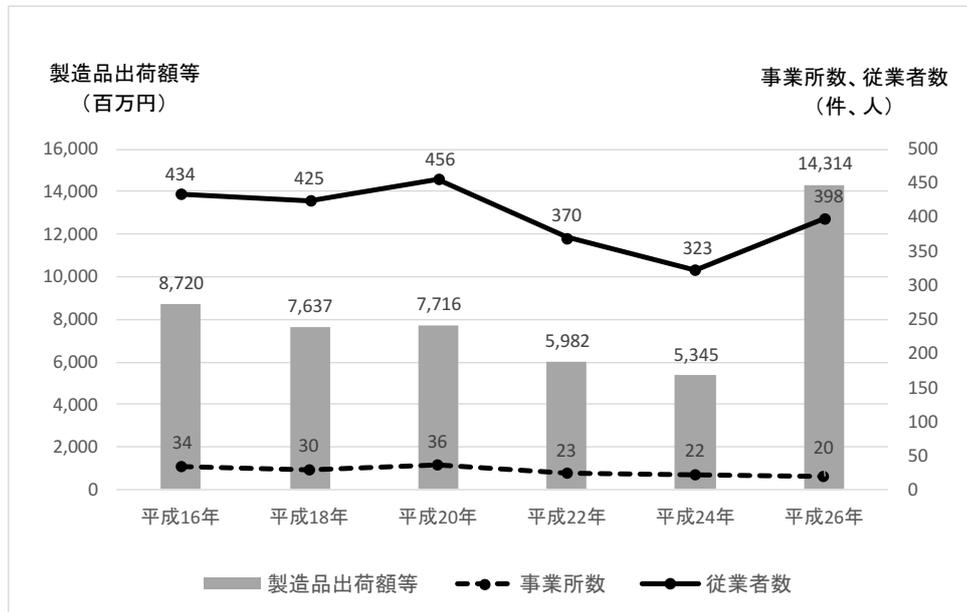


図 工業の推移

(出典：工業統計調査)

#### (5) 商業

本町の商業は、小売業でみると、平成16年では店舗数は92件、従業者数は394人、年間商品販売額は5,736百万円でしたが、平成26年では店舗数は55件、従業者数は286人、年間商品販売額は3,940百万円となり、店舗数、従業者数、年間商品販売額のいずれも減少しています。

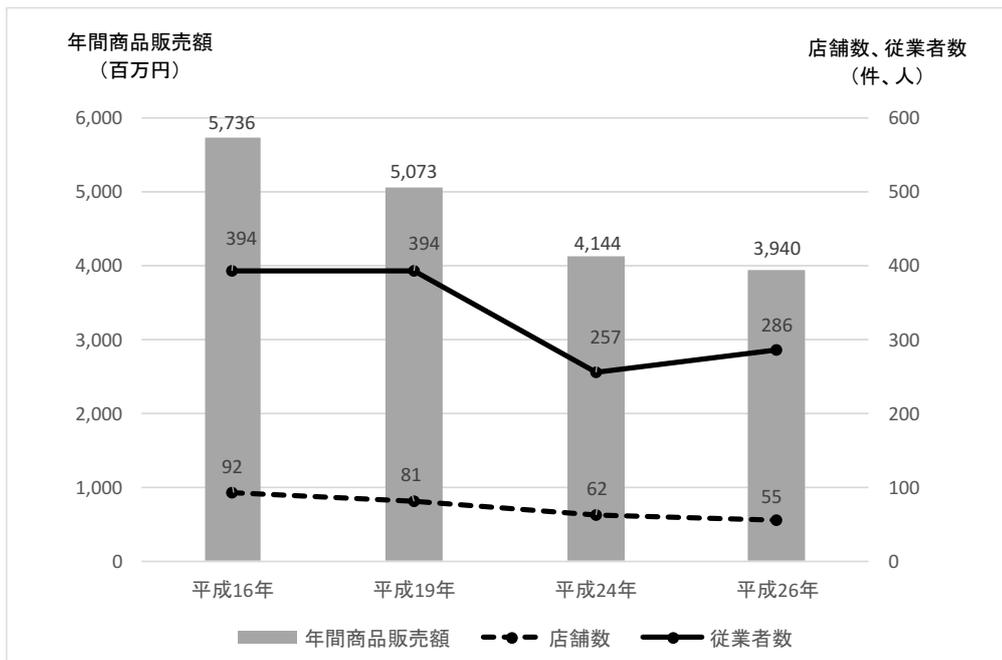


図 商業の推移

(出典：商業統計)

## 1.1.4 土地利用の状況

### (1) 土地利用

#### ①法規制

本町の法規制としては、国定公園区域が505ha、近郊緑地保全区域が548ha指定されています。また、農業振興地域が708ha、その内農用地区域が229ha指定されています。

#### ②土地利用現況

土地利用現況を都市計画基礎調査(平成27年度)によると、農地が416.5ha(29.4%)、山林が523.0ha(36.9%)で、あわせて全体の約7割を占めています。また、宅地は200.7ha(14.2%)であり、その他が276.8ha(19.5%)となっています。

### (2) 都市計画区域

大阪府では、33市9町1村が4都市計画区域として指定されています。

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法などによる規制を受ける土地として知事が指定した区域のことです。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域です。

都市計画区域では、各種の都市計画が定められ、都市計画事業等が実施されています。

#### ①区域区分

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、都市の発展動向を勘案しながら都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

太子町では、町域全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域が238ha、市街化調整区域が1,179haとなっています。

### ■都市計画区域及び区域区分

区域区分等	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積	1,417 ha	238 ha	1,179 ha

注) 市街化区域及び市街化調整区域の変更(平成12年11月7日)による平成30年3月末現在の数値。

#### ②用途地域

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することにより、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められます。

用途地域には12種類あり、本都市計画区域においては、低層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第1種低層住居専用地域が、中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域として第1種中高層住居専用地域が、住居の環境を保護する地域で大規模な店舗、事務所の立地を制限する地域として第1種住居地域が、住民のための店舗、事務所等の利便を増進する地域として近隣商業地域が、それぞれ指定されています。

■用途地域一覧

用途地域	第 1 種 低層住居 専用地域	第 1 種中 高層住居 専用地域	第 1 種 住居地域	近隣商業 地 域	合 計	住居系 合 計 (参考)
容 積 率	100%	200%	200%	200%	—	—
建 ぺ い 率	50%	60%	60%	80%	—	—
面 積	51ha	16ha	166ha	5.3ha	238ha	233ha
比 率	21.4%	6.7%	69.7%	2.2%	100.0%	97.9%

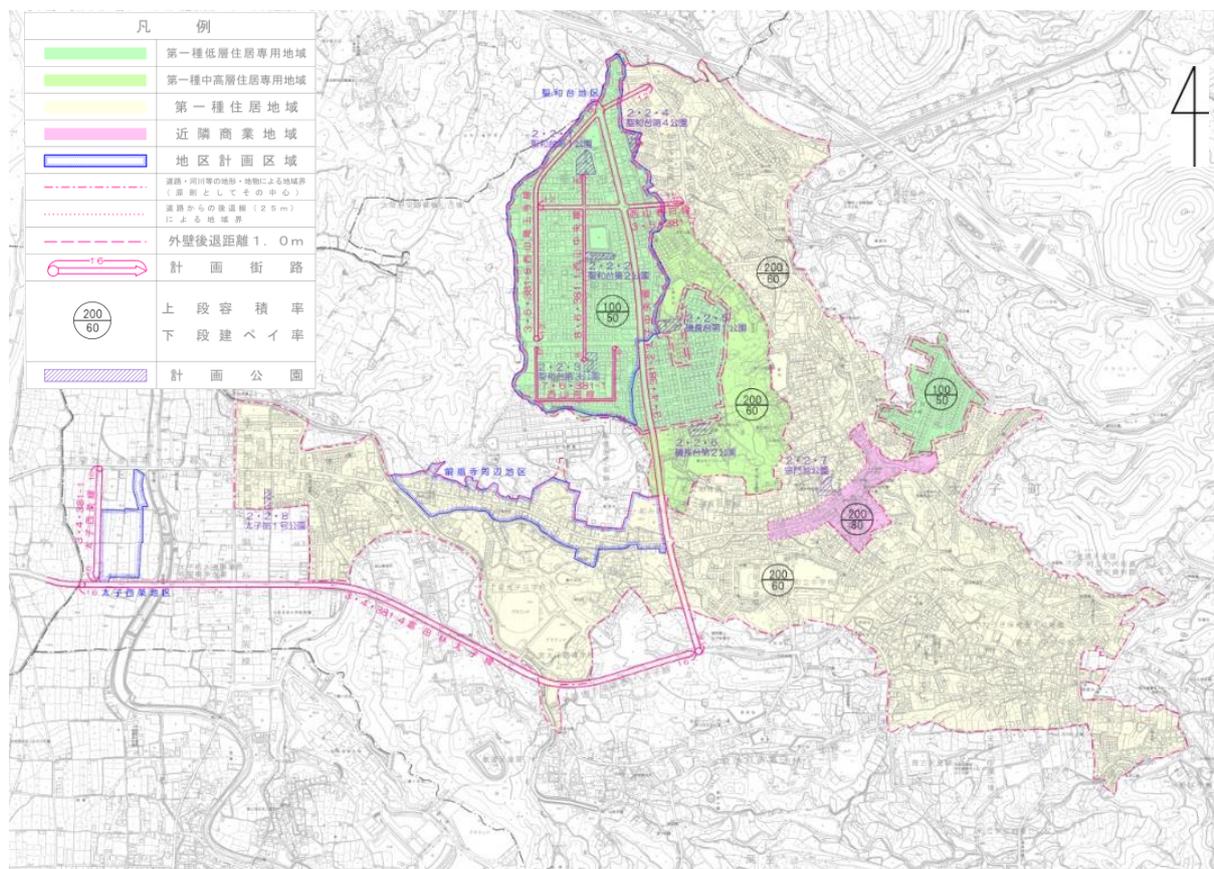


図 都市計画図

③市街地開発

市街地開発事業は、面的なまちづくりを計画的に進める事業で、本都市計画では、これまでに特定土地地区画整理事業が実施されています。

■市街地開発事業

種 別	地区の名称	計画決定面積	備 考
特定土地地区画整理事業	西山地区	36.2ha	施行済(聖和台)

#### ④地区計画

地区計画は、適正な施設配置、美しいまちなみなど、比較的規模の小さな「地区」を単位として都市環境を整えようとする制度です。

都市計画制度の見直しにより、市街化調整区域における計画的な土地利用にあたっては、地区計画に基づくものとされています。

地区の状況や特性に応じて、地区レベルで必要な道路や公園等の公共施設の配置及び建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を一体的、総合的な計画として定め、区域内における開発行為、建築行為等をその計画内容に沿って誘導・規制することにより、計画の実現化を図ります。

本町では、以下の地区において当該制度が活用されています。

#### ■地区計画

地区の名称	聖和台地区	面積	約 35.3ha	決定年月日	平成元年 8 月 10 日
計 画 概 要	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)長屋又は共同住宅 (2)寄宿舍又は下宿			
	建築物の敷地面積の最低限度	240 m <sup>2</sup>			
	建築物等の形態又は意匠の制限	屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい良質で落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板及び案内板についても、周囲の環境を損なわないものとする。			

地区の名称	叡福寺周辺地区	面積	約 9.1ha	決定年月日	平成 21 年 5 月 7 日
計 画 概 要	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2)学校 (3)病院 (4)公衆浴場 (5)ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 (6)ホテル又は旅館 (7)畜舎 (8)自動車教習所			
	建築物の敷地面積の最低限度	150 m <sup>2</sup>			
	建築物の高さの最高限度	10m (ただし、神社・寺院・教会その他これらに類するものについては、この限りでない。)			

地区の名称	太子西条地区	面積	約 2.9ha	決定年月日	平成 27 年 1 月 8 日
計 画 概 要	建築物の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 3 の各号に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えないもの。</p> <p>(2) (1) に附属する資材の加工作業場で床面積が 50 m<sup>2</sup>以内かつ原動機の出力合計が 8.0KW を超えないもの。</p> <p>(3) (1) に附属する畜舎。</p>			
	建築物の容積率の最高限度	200%			
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%			
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000 m <sup>2</sup>			
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 幹線道路沿い 5.0m</p> <p>(2) その他 1.0m</p>			
	北側斜線	<p>建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 m を加えたもの以下としなければならない。</p>			
	道路斜線	<p>建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの以下としなければならない。</p>			
	建築物の高さの最高限度	15m			
	建築物の緑化率の最低限度	20%			
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、二上山を望む良好な景観に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。なお色彩基準については、JIS のマンセル表色系により R (赤)、YR (橙) 系の色相の場合彩度 6 以下、Y (黄) 系の色相の場合彩度 4 以下、その他の色相の場合彩度 2 以下とする。</p>			
かき又はさくの構造の制限	<p>敷地境界（道路境界を除く）においては、かき又はさくにより区画を区分し、かき又はさくは、生垣あるいは鉄柵・パイプフェンス等透視可能なものとし、さくの内側に沿って緑化を施したものとする。</p>				

## 1.1.5 都市施設の状況

### (1) 道路

広域幹線道路である南阪奈道路(太子インターチェンジ)により京阪神都市圏の広域的なネットワークを形成しており、国道166号と府道美原太子線、町道六枚橋太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、府道香芝太子線の主要な幹線道路他が市街地の骨格を形成しています。

特に太子中央線は、町域の南北をつなぐ重要な役割を担っています。

都市計画道路は、骨格となる道路として、次の7路線を整備しています。

#### ■都市計画道路一覧

区分 路線名	当初計画決定 年 月 日	計画 幅員	計画 延長	改良済 延長	整備済 率	未整備 延長	未整備 率
太子西条線	昭和45年6月12日	16m	340m	340m	100%	—	—
太子中央線	昭和45年6月12日	18m	1,720m	1,720m	100%	—	—
富田林太子線	昭和45年6月12日	16m	1,930m	1,930m	100%	—	—
西山竜王寺線	昭和54年9月17日	12m	950m	950m	100%	—	—
西山春日線	昭和54年9月17日	12m	450m	450m	100%	—	—
西山南線	昭和54年9月17日	9m	560m	560m	100%	—	—
西山中央線	昭和54年9月17日	8m	560m	560m	100%	—	—
合 計	—	—	6,510m	6,510m	100%	—	—

平成30年3月末現在



都市計画道路太子西条線

## (2) 公園・緑地

本町では住民が身近に使える街区公園を8箇所整備しており、またその他の都市公園を11箇所整備しています。

このうち、太子・和みの広場は、聖徳太子御廟、竹内街道、二上山を望む場所にあり、遊びや交流の場として親しまれています。

### ■都市計画公園一覧

名称	区分	所在地	計画決定		開設年度	開設面積
			告示年月日	面積		
街区公園	聖和台第1公園	聖和台4-10	平成元年8月10日	0.37ha	平成2年	0.37ha
	聖和台第2公園	聖和台2-9-1	平成元年8月10日	0.24ha	平成2年	0.24ha
	聖和台第3公園	聖和台1-5-9	平成元年8月10日	0.22ha	平成2年	0.22ha
	聖和台第4公園	聖和台4-4-1	平成元年8月10日	0.25ha	平成2年	0.25ha
	磯長台第1公園	春日98-297	平成元年8月10日	0.21ha	昭和53年	0.21ha
	磯長台第2公園	春日98-205	平成元年8月10日	0.20ha	昭和53年	0.20ha
	宗門池公園	春日1458-3	平成元年8月10日	0.19ha	昭和62年	0.19ha
	太子第1号公園	太子469-2	平成元年8月10日	0.11ha	昭和58年	0.11ha
合計	—	—	—	1.79ha	—	1.79ha

平成30年3月末現在

### ■その他の都市公園一覧

名称	区分	所在地	開設年度	開設面積
塚の前公園		春日296-61 地内	昭和51年度	0.07ha
落原公園		春日103-15 地内	昭和61年度	0.03ha
金井戸公園		春日117-4 地内	昭和61年度	0.01ha
東条公園		山田3738-19 地内	平成2年度	0.01ha
葉室公園		葉室1123-1 地内	平成4年度	0.46ha
中山第1公園		山田823-32 地内	平成7年度	0.27ha
中山第2公園		山田823-105 地内	平成7年度	0.11ha
内之町公園		太子2076 地内	平成7年度	0.13ha
畑薬師山公園		畑175-4 地内	平成7年度	0.30ha
どろんこふれあい公園		山田3656-1、3656-2地内	平成21年度	0.12ha
太子・和みの広場		太子2150他 地内	平成21年度	1.09ha
合計		—	—	2.60ha

平成30年3月末現在

### (3) 下水道

#### ①下水道

本町の下水道事業は、大和川下流東部流域関連公共下水道として平成2年に事業着手し、平成5年より一部供用を開始しました。

平成28年度末で下水道普及率は93.6%、水洗化率は88.8%、処理面積は239.0haとなっています。

今後は、人口減少による下水道使用料収入の減少、下水道建設に係る町債償還のピークを迎え、歳出における公債費の増大、および法定耐用年数を超える施設の急増や老朽化、耐震性の不足といった課題が懸念されています。

現在はほぼ市街化区域の整備については終了しており、住民意向を踏まえながら、市街化調整区域での整備を進めていく必要があります。

### (4) その他の都市施設

#### ①ごみ処理施設

本町のごみ処理については、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村の3市2町1村より構成される南河内環境事業組合（事務局および第一清掃工場：富田林市、第二清掃工場：河内長野市、資源再生センター：大阪狭山市）において処理されています。

太子町のごみ排出量の経年変化をみると、近年では平成15年の4,345tをピークとして、その後減少傾向に転じ、平成27年では3,620tとなっています。

1人当たりの排出量でも、平成13年以降は減少傾向を示しており、平成27年では1人当たり年間0.26tとなっています。この値は、組合構成3市2町1村でも最も少なくなっています。

#### ②その他の施設

本町には、教育・福祉施設としては、町立施設では、町立幼稚園1園、町立小学校2校、町立中学校1校が、私立施設では、私立認定こども園1園、私立保育園2園、私立中学校1校、私立高等学校1校があります。

その他の施設では、町役場周辺に保健センターやまちづくり観光交流センター等が集中しているほか、歴史資源を活用した竹内街道歴史資料館や竹内街道交流館、自然環境を活用した総合スポーツ公園が整備されています。

### 1.1.6 観光・レクリエーション

本町には、みどり豊かな自然の中に、聖徳太子御廟、竹内街道、二上山など古代より受け継がれた数々の歴史的資源が集積しています。これらの資源を活用し、歴史探訪モデルコースが設定されるなど、観光面での活用が図られています。

これらにあわせ、1万個のろうそくを灯す太子聖燈会や、街道のライトアップやコンサートが開催される竹内街道灯路祭りなどのイベントも住民が主体となって開催されています。

観光農園や「道の駅 近つ飛鳥の里・太子」など、地域農業を活用した観光農業も展開されているほか、太子・和みの広場では、「たいし聖徳市」（さまざまな店が並ぶ）や「ふれあい TAISHI」（フリーマーケットやステージでの各種ショー）なども、いずれも住民との協働による運営が行われており、自分たちのまちは自分たちがつくっていく、協働の意識が育まれたものとなっています。

平成24年には太子町観光・まちづくり協会が発足し、観光振興事業に取り組んでいます。



叡福寺周辺のまちなみ

## 1・2 住民意向

「第5次太子町総合計画」の策定時に、まちづくりの基礎調査として住民意向調査を行いました。この中で、住民の本町に対するイメージや、今後のまちづくりに関する意識についてまとめると、以下のようになります。

### (1) 太子町をどのような町だと思うか。

- ・人と自然が調和・共生したまち
- ・伝統的な祭・文化が残っているまち
- ・定住にふさわしい住みよいまち

### (2) 将来どのようなまちになってほしいか。

- ・保健や医療の充実した健康で安心して暮らせるまち
- ・公共交通機関が整った便利なまち
- ・ショッピングセンターなど、日用品が町内で購入できる便利なまち
- ・交通事故や犯罪のない安全なまち
- ・福祉の充実した健康でいきいき暮らせるまち

### (3) 分野別での意識

#### a) 産業

- ・農業については休耕地の解消、農産物の販売向上が挙げられている。
- ・商工業についての満足度は低く、商業施設の導入が要望されている。
- ・買い物の不便さが挙げられている。

#### b) 都市基盤・都市施設

- ・公共交通機関の利便性に対する要望が高く、バスについて、本数の増加、町内主要施設を巡るなど経路の見直しといった意見がある。

#### c) 自然・環境・安全

- ・自然環境に対する満足度は高い。
- ・安全面に対する満足度は高い。

#### d) 健康・福祉

- ・子育て環境に対する満足度は高い。
- ・医療サービスに対する満足度は低く、交通利便性の高い箇所への医療施設配置が要望されている。

#### e) 教育・人材育成

- ・教育環境に対する満足度は高いが、小中学校の空調設備整備が要望されている。

#### f) 観光・文化

- ・歴史的資源の充実には満足度が高いが、観光への活用については満足度は低くなり、史跡を活かしたイベントなど知名度の向上が課題として挙げられている。

## 1・3 社会の潮流

「第5次太子町総合計画」の策定時に、本町を取り巻く社会の潮流についてまとめました。その結果を整理すると次の通りです。

### (1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

- ・人口減少傾向の進展
- ・社会・経済への影響
- ・少子化対策のほか地域活性化が必要

### (2) 情報発信と観光・交流の向上

- ・インターネットなど情報技術の普及・拡大による双方向の情報交換の加速
- ・魅力ある情報による観光・交流活動の活性化
- ・高速道路網整備による行動圏の拡大

### (3) 安心・安全への対応

- ・東日本大震災以降、防災意識の高まり
- ・自助・互助・共助・公助による防災への取り組み

### (4) 福祉・社会保障・子育ての充実

- ・介護・医療ニーズの高まり
- ・地域の実情に合わせたサービスの必要性
- ・地域全体での子育ての取り組み

### (5) 環境問題への対応

- ・地球規模から身近な環境問題への関心の高まり
- ・循環型社会への取り組み

### (6) 地方分権と協働による独自の地域づくり

- ・地方分権の進展
- ・地方発意の地域づくりが必要

## 1・4 上位・関連計画

### (1) 南部大阪都市計画区域マスタープラン（平成23年3月策定、平成28年3月一部改訂）

#### ○見直しの視点

平成18年に大阪府都市計画審議会より、「成熟社会における大阪の都市づくりのあり方」について答申を受け、その内容を踏まえて改訂を行っています。同答申の内容は以下の通りです。

#### ○大阪の都市づくりの姿勢と基本目標

##### ①暮らしの豊かさや安全・安心を高める都市づくり

- ・人口減少、財政制約の中で「戦略的な維持管理」を進め、蓄積した都市ストックの活用による豊かで安全・安心な都市づくり
- ・多様なニーズに対応したユニバーサルデザイン、景観形成、自然環境との共生等

##### ②大阪の都市の特長を活かした都市づくり

- ・大阪の都市の持つ特長を改めて認識し、豊かな自然環境の保全・活用や観光負荷が少ない交通体系を活かした持続可能な都市づくり

##### ③多様な担い手が連携し参加する都市づくり

- ・府民、NPO等まちづくり団体、企業、行政などの多様な担い手が連携し、参加する都市づくり

また、これを受け、南部大阪都市計画区域マスタープランの中で、太子町に関連すると考えられる項目については、以下のように方針が定められています。

#### ①土地利用に関する方針

本格的な人口減少・超高齢化社会を迎え、市街地を拡大することは人口密度の低下、市街地の拡散を招くこととなり、公共交通の非効率化、都市施設の維持管理等の行政コストの増大、地域コミュニティの崩壊等が懸念されることから、現行市街化区域を基本とし、市街化区域内での土地利用の高度化、低利用地の有効利用を促進します。

#### ②市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域における新たな住宅開発は抑制することを基本とし、既存ストックを活かして市街化区域編入により、新たに住宅開発を行う場合は、市町村マスタープラン等に地域の拠点として位置付けられた鉄道駅等の徒歩圏に限定し、それ以外の場所では抑制します。

#### ③都市施設に関する方針

自動車から公共交通の利用に転換するため、公共交通の利便性の向上を図るとともに、モビリティマネジメント等の実施による利用促進を図ることにより、公共交通を中心としたまちづくりを促進します。また、バスによる公共交通機能の維持が困難となることが予測される地域においては、デマンドバス等も含めたバスサービスのあり方を検討することが必要です。

## (2) 第5次太子町総合計画（平成28年3月策定）

### ○見直しの視点

少子高齢化・人口減少が進展し、財政も引き続き厳しい状況が予想される中で、魅力的なまちづくりを実現するための取り組みが求められており、中長期的な視点に立ち、住民一人ひとりが誇りを持って私たちのまち・太子町を次代に継承していくために、10年後の町の姿を展望する、「第5次太子町総合計画」を策定しています。

### ○太子町の将来像

人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち "たいし"

### ○基本目標

#### (1) こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり【医療、福祉、健康】

- ・誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるように、医療・福祉・保健サービスが充実した体制をつくります。
- ・住民自らが健康づくりの重要性に気づき、健康づくりに参加する“予防のまち太子”の実現に向けて取り組みます。
- ・太子町の自然資源を活用して、心身の健康増進に取り組みます。
- ・広域的な医療機関と地域医療との連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着など身近に対応できる医療情報の提供に努めます。
- ・安心して子どもを産み育てる環境の充実を図り、将来を担う子ども達が心豊かに育つ環境づくりを進めます。
- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して生活が送れるよう生活支援を行うとともに、社会参加を進めます。

#### (2) 支え合い、安心して暮らせるまちづくり【安心・安全、都市基盤、環境】

- ・豊かな自然の中で安心して暮らすことができるように、地域での助け合いの活動を支援するとともに、防災体制の充実を進め、安心と安全のまちづくりを進めます。
- ・身近な自然の保全に向けて自然資源の魅力をPRするとともに、住民参加による環境保全活動に取り組み、温暖化対策など環境対策についても、できることから取り組みを進めます。
- ・災害に強い基盤整備を進めるとともに、町会・自治会との協働による防犯設備の見直しを行うなど安心できる地域づくりを進めます。
- ・安全性に配慮した生活道路の整備や、特に高齢者の生活に欠かせない公共交通の充実を図り、便利で歩きやすい交通・道路の充実を進めます。
- ・公民館や水道施設等インフラ施設の適正な更新・効率的な維持管理を進めます。
- ・自然環境の保全に配慮しながら、計画的な土地利用を進めます。
- ・住民との協働により、ごみの減量化やホテルの保護など身近な環境保全活動とともに、地球環境への取り組みも進めます。
- ・周辺環境や里山景観との調和に配慮した良好な市街地の形成や、みどり豊かな土地利用の継続に留意します。

### (3) 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり【産業、雇用、観光】

- ・地域の資源をみつめなおし、まちの魅力を掘り起こし、太子ブランドの開発やPRを行います。太子町の魅力を多くの人に知ってもらうことで、まちへの愛着を高めるとともに、交流人口の向上を目指します。また、安心して歩ける道路づくりを進め、町内観光地を周遊する機能を高めます。
- ・農空間を守るとともに、商業施設、交通手段などの生活利便機能の向上を図るなど、まちの活力と魅力の向上に取り組みます。
- ・本町の基幹産業である農業の振興については、経営基盤の拡大に取り組むとともに地産地消の強化や、体験型農業の推進により、付加価値の向上を図ります。
- ・二上山に代表される自然や、梅鉢御陵等の歴史的資源の活用を図り、何度も訪れたいくなる観光ルートの設定や施設の整備を図ります。
- ・町内での消費活動を拡大させるために魅力的な商業施設の導入を図るとともに、企業誘致による雇用の拡大に努めます。

### (4) 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり【人権、教育、文化】

- ・豊かな自然の中で、聖徳太子の精神を受け継ぎ、豊かなところ、元気な子どもを育てる、特色ある教育活動の一層の充実を図ります。
- ・自然や文化的資源を保全するとともに、新たな活用の方法を検討し、豊かな地域文化の振興を進めます。
- ・学校、家庭、地域がひとつになり、一人ひとりを大切に、次代を担う世代の教育を推進します。
- ・文化的資源や文化財の保全・活用を図り、郷土に対する理解を深めます。
- ・豊かな人間性を育む生涯学習の環境の整備・充実に取り組みます。
- ・すべての人が人として尊重され、社会参加できる社会づくりを進めます。

### (5) みんなで歩む協働のまちづくり【協働、行政経営、情報化】

- ・行政と住民が互いの信頼関係に基づき役割や責任を明確にし、協力しあう協働のまちづくりを今後も進めます。住民の行政へのニーズの多様化に対応し、さらに開かれた行政の運営に取り組みます。町政への参加の機会を広げ、住民とともにまちづくりを進めます。
- ・住民が主体となって様々な活動に取り組めるようにNPOや企業など多様な組織との連携や育成に取り組みます。
- ・町政の情報公開を進め、財政の状況をわかりやすく報告するとともに、情報化の進展を踏まえ、住民のニーズが的確に把握できる情報システムの構築を進めます。
- ・厳しい財政状況の下で、自主財源の積極的な確保をめざすとともに、選択と集中による効果的な事業の実施に努めます。

## 1・5 まちづくりの課題

以上を踏まえ、第5次太子町総合計画を実現するためのまちづくり上の整備課題について、次のように整理します。

### ○医療・福祉

- ・人口減少に対応して、出生率の向上、人口減少の抑制を図ることが課題であり、保健・医療関係の充実が必要であり、地域医療体制の充実が課題となっています。
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう地域のケアシステムの構築を図る必要があります。

### ○都市基盤施設

- ・都市基盤施設の整備にあたっては、今後は新たな施設整備を図るよりも、いかにして既存施設を活かし、適切な維持・管理によって機能の保全を図るかなど身の丈に合った施設整備を図ることが必要です。
- ・市街地の拡大は、都市運営の非効率化が懸念されることから、コンパクトにまとまった現状の市街地を基本とし、むやみな市街地の拡大を防ぎ、市街地の分散化を抑制することが必要です。

### ○安心・安全

- ・高齢化の進展を踏まえ、自然災害等に対する総合的な防災対策とともに、社会的弱者も安心して暮らせる交通対策や防犯対策が必要です。
- ・空き家、耕作放棄地などの増加は景観や防犯・防災上の課題ともなっており、適正な土地利用を図る必要があります。

### ○環境

- ・将来にわたり住み続けられるように、身近に触れ合える環境の保全と活用を図ることが必要です。

### ○産業・観光

- ・日常の利便性の向上が必要となっており、生活圏内での商業施設の整備が必要です。
- ・企業の受け皿となる産業拠点の形成が求められます。定住・移住を促進する雇用の場の確保や、農業の担い手の確保等町の産業の活性化が必要です。
- ・町の資源を活かした観光・レクリエーション機能の充実を図り、交流人口の拡大が必要です。

### ○教育・人権

- ・次世代を担う子ども達の個性や能力を活かす教育の充実が必要です。
- ・成人については、地域のよさを再認識し、生涯学習できる機会と施設の充実が必要です。

### ○協働・情報化

- ・複雑化する地域の課題に対応するためには、地方分権を進めるとともに、地域の課題に熟知した住民や町会・自治会またはNPO等様々な主体との協働によるまちづくりが必要です。
- ・協働によるまちづくりを進めるため、住民が参加しやすいプログラムの実施を図ることが必要です。

以上のことから、都市計画マスタープランを策定する上での基本的認識を次のように設定します。

将来人口の減少、高齢化の潮流は、本町においても例外ではなく、従来の人口増加を前提としたまちづくりからの転換が求められている。また、住民の意識においては、定住にふさわしい住みやすい町との評価が高く、将来要望として保健や医療の充実、公共交通機関の整備、日常品の購買の向上などが挙げられており、大規模な開発を望む意見は少ない。

これらのことから、マスタープランの改訂に当たっては、都市の現状維持を基本として、歴史や自然など既存資源を有効に活用し、まちの魅力を維持・向上させ、質の高い住環境と地域活力の向上を図ることが重要と考えられる。



二上山と聖和台地区のまちなみ

## 2. 太子町の将来像

### 2・1 まちづくりの基本目標

本町は金剛生駒紀泉国定公園を背景に、豊かな自然を身近に感じられるとともに歴史的資源にも恵まれた環境にあります。

また市街地は町の中心に位置し、コンパクトにまとまっています。

住民の意識においても、「人と自然が調和・共生したまち」として評価されています。

一方、近年社会情勢は大きく変化してきており、少子高齢化・人口減少の潮流等は、本町においても例外ではなく、これからは人口の減少傾向を踏まえたまちづくりが求められています。

これらのことから、まちづくりの指標となる都市計画マスタープランの改訂にあたっては、本町の有する既存資源を有効に活用し、質の高い住環境と地域活力の向上を図ることが重要と考えられます。

以上の考え方にに基づき、本都市計画マスタープランでは、次のように「将来都市像」を定めます。また、将来都市像を実現するため「まちづくりの基本目標」を設定します。

#### 【将来都市像】

太子町都市計画マスタープランは、「第5次太子町総合計画」における将来像を実現していくための都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、めざすべき将来の都市像については総合計画を踏襲することとします。

人と自然と歴史が交流し  
未来へつなぐ和のまち "たいし"

#### 【まちづくりの基本目標】

- 既存資源を活かしたコンパクトなまちづくり
- 自然・歴史と調和した豊かな住環境をめざすまちづくり
- 交流とにぎわいが生まれるまちづくり
- 安心・安全に暮らし続けるまちづくり
- 協働によるまちづくり

### 2・2 都市フレーム（人口フレーム）

第5次太子町総合計画では、目標年である平成37年の人口予測について、減少予測を踏まえ、総合計画で策定された事業に取り組むことで、人口フレームを次のように設定します。

平成37年 13,500人

## 2・3 将来都市構造

第5次太子町総合計画に掲げた「まちづくりの基本目標と土地利用の方針」を受け、太子町都市計画マスタープランでは、将来都市構造を次のように示します。

### (1) まちの構造

#### ① 広域交流軸

・軸の中心は南阪奈道路で、大阪都市圏や奈良県とを結ぶ広域的な人流、物流、情報流を本町に導き入れ、かつ町外へ発信する軸です。南阪奈道路は、「平成の竹内街道」として、関西国際空港を経由し、世界とつながる国際交流の軸としてもその活用を図ります。

#### ② 近隣交流軸

・本町と近隣市町村とを結ぶ国道、府道等の軸です。本町は南河内圏域に属しており、これまで近隣市町村と一体となった取り組みを実施してきました。これからも引き続き連携を強めていきます。

・本町は大阪府と奈良県の境界に立地しているという特性ももち、奈良県の隣接市との間には、竹内街道等を通して結びつきの歴史があります。また、現在は交流事業として「二上サミット\*」の取り組みを行っていますが、こうした他県の近隣市との連携を強化するまちづくりを推進します。

\*二上山をとりまく3市町（香芝市、葛城市、本町）で、美化促進をはじめ道路問題など共通する課題や共同事業について話し合う場。

#### ③ 社会経済軸

・大阪都心と太子町の中央ゾーンを結ぶ軸で、近鉄上ノ太子駅方面に太子中央線が通っています。この軸は、町への日常的な流入流出（通勤通学）を担う重要な軸であり、本町の玄関口ともなる軸で、今後、都心とのつながりを強化します。

#### ④ 生活歴史軸

・中央ゾーンの東西方面の骨格となり、近鉄喜志駅方面と結ばれる軸で、六枚橋太子線が通っています。生活に関わる諸活動を担う重要な軸であるとともに、歴史的な資源（叡福寺等）を活かした交流などを展開する軸として、今後、観光まちづくりの拠点を含めた整備を推進します。

#### ⑤ 歴史軸

・竹内街道を中心とした東西方向の軸と、「近つ飛鳥博物館」・「竹内街道歴史資料館」を結ぶ南北方向の軸であり、周辺に存在する歴史資源等を活用し、本町の歴史アイデンティティ\*の演出を推進するとともに、地域特性を活かした景観等の整備を推進します。

\*アイデンティティの直訳は「同一物であること」であるが、まちづくりの分野では、まちの個性や地域の特性の意味である。

#### ⑥ 山ノ辺軸

・二上山の麓を南北に通る南河内グリーンロードを中心とする軸であり、周辺に分布する観光農園等の農業系の資源、スポーツ公園等のレクリエーション系の資源を結び、農業振興を基本として、田園風景の中でのレクリエーションの振興や体験学習の場として活用を図ります。

### (2) 土地利用

#### ① 広域交流ゾーン

・広域交流ゾーンは、太子インターチェンジ周辺地域とします。インターチェンジを活用した広域的な人、モノ、情報の交流拠点の形成に取り組みます。

・既存環境との調和を重視しながら、環境に優しい工場や流通、教育文化・研究機関などを誘導します。

・既存市街地の隣接地においては、公共施設整備にあわせて、良好な市街地の形成に努めます。

#### 【広域産業拠点】

この拠点は広域交流ゾーンの中心であり、人、モノ、情報の交流など広域的な交通アクセスのかなめとしての太子インターチェンジを活用した新しい産業振興の拠点として整備を促進します。

#### ② 中央ゾーン

・中央ゾーンは、太子中央線、六枚橋太子線、府道美原太子線および国道166号の交わる周辺地域とします。

・既存市街地周辺は、本町の運営と交流の拠点となる役場や万葉ホール、まちづくり観光交流センター、太子・和みの広場などとともに歴史資源の中核となる地で、叡福寺・二上山を結ぶ結節点となっています。歴史・文化・観光拠点などの機能の充実を図るとともに、六枚橋太子線については本町の「顔」にふさわしい、人が集い、にぎわいのある空間の整備に取り組みます。

#### 【中心交流拠点】

この拠点は役場、まちづくり観光交流センターを中心とした住民の日常的利用に供する地域で、現在の実質的な本町の中心です。近隣商業地域で、にぎわいのある中心としてふさわしい景観や人が集えるように、公共公益施設を集約的に配置した拠点として整備を推進します。

#### 【歴史・観光拠点】

この拠点は聖徳太子御廟や叡福寺などがある地域です。本町の歴史・観光の中心を担う地域として位置づけ、太子・和みの広場を活用し、観光の振興など新しいまちづくりを進める拠点としています。

### ③緑住ゾーン

・緑住ゾーンは、磯長台・聖和台地区および西側周辺地域とします。古墳や緑地が多く残り、それらの保全や農業的土地利用との調整、自然環境と調和した住環境の整備を推進します。

### ④緑交流ゾーン

・緑交流ゾーンは、本町の西側に位置し、平たん部に農地や住宅が展開しています。  
・府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、集客施設誘導地として、住民生活の利便性の向上につながるよう取り組みます。また、隣接市町との土地利用の整合を図り、広域的な都市計画に努めます。

#### 【地域生活拠点】

太子西条線、府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺において、集客施設等都市的土地利用に努め、生活の利便性を向上する拠点として整備を促進します。

### ⑤緑地環境ゾーン

・緑地環境ゾーンは、府道美原太子線より南側及び総合スポーツ公園までの周辺地域とします。総合スポーツ公園や既存の民間施設等の地域資源を活用したレクリエーションやグリーンツーリズム(\*1)、エコツーリズム(\*2)などに取り組みながら、様々な手法の活用などにより、農空間の活用方を検討します。

・竹内街道歴史資料館、葉室古墳公園、国史跡二子塚古墳など歴史資源の集積地であり、地場産品の案内と販売、観光や情報発信の機能を備えた「道の駅」や竹内街道交流館などの施設を活用し、本町の歴史の案内や地域経済の活性化に取り組みます。

\*1 農山漁村などに滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然・文化に触れつつ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと

\*2 自然環境や歴史文化を対象に、それらを体験し学びつつ、その地域の環境と歴史の保全に責任を持つ観光のこと

#### 【歴史・交流拠点】

この拠点は竹内街道歴史資料館、竹内街道交流館があり、また歴史軸が分岐、山ノ辺軸が交差する地域で、本町の歴史と交流の中心です。地場産品案内、休憩、情報提供機能を備えた「道の駅」を活用した歴史・交流の拠点としています。

### ⑥自然レクリエーションゾーン

・自然レクリエーションゾーンは、金剛生駒紀泉国定公園を含む本町の東側周辺地域とします。近郊緑地保全区域や国定公園で構成され、大阪府内でも貴重となった豊かな自然が保全されている地域です。今後は、二上山、ダイヤモンドトレールなど魅力ある地域資源を活用しながら、広く府民が親しみやすいレクリエーション機能を高めるなど、みどりと調和した土地利用を図ります。

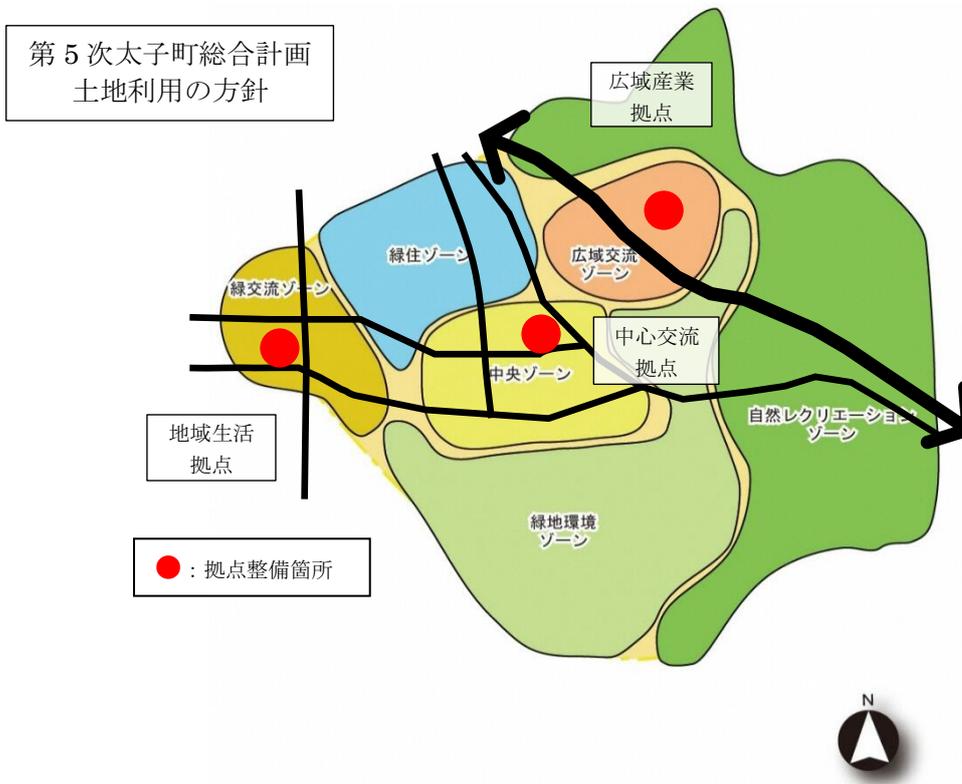
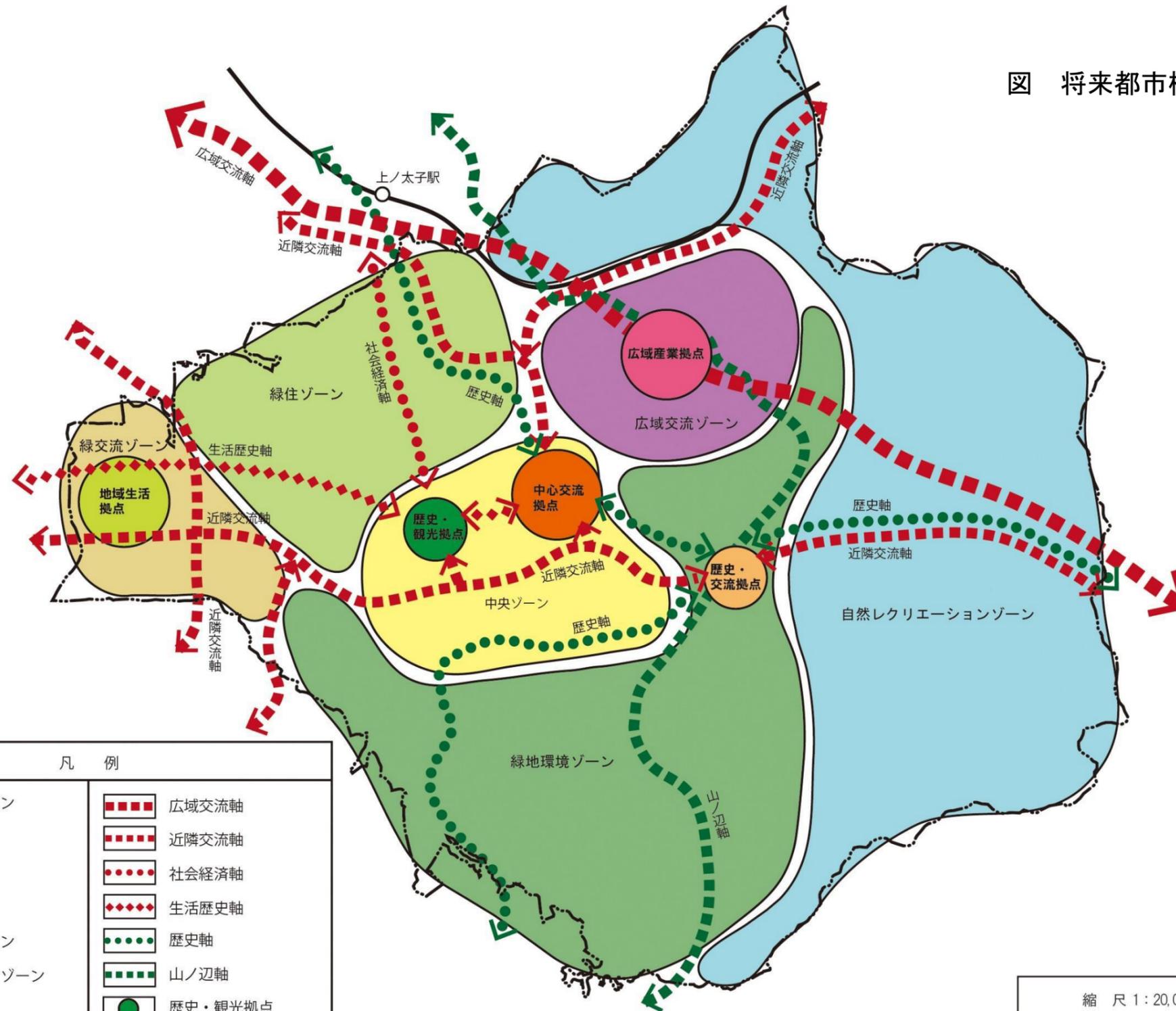
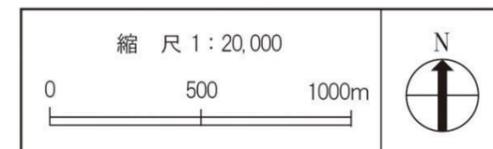


図 将来都市構造図



凡 例			
	広域交流ゾーン		広域交流軸
	中央ゾーン		近隣交流軸
	緑住ゾーン		社会経済軸
	緑交流ゾーン		生活歴史軸
	緑地環境ゾーン		歴史軸
	自然レクリエーションゾーン		山ノ辺軸
	広域産業拠点		歴史・観光拠点
	中心交流拠点		歴史・交流拠点
	地域生活拠点		



## 3 都市づくりの方針

### 3・1 土地利用方針

現在の土地利用状況並びに自然環境、歴史資源を考慮し、将来像の実現をめざして、次のように土地利用方針を定めます。

#### (1) ゾーン別土地利用方針

第5次太子町総合計画の「まちづくりの基本目標と土地利用の方針」に即して、「広域交流ゾーン」「中央ゾーン」「緑住ゾーン」「緑交流ゾーン」「緑地環境ゾーン」「自然レクリエーションゾーン」の各ゾーンの土地利用方針を次のように定めます。

##### ①広域交流ゾーン

広域交流ゾーンは、インターチェンジを活かし、広域的な人、モノ、情報の交流拠点を形成するゾーンとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・町のまちづくりの目標を達成するため、環境に優しい工場や流通、教育文化・研究機関などを誘導します。
- ・インターチェンジ周辺での開発の進展にあわせて、既成市街地の隣接地において、良好な市街地形成の検討を行います。

##### ②中央ゾーン

本町の行政的、歴史的、文化的中心となる市街地とし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・市街化区域内の空閑地等においては、面的な基盤整備により住宅系市街地の形成を図ります。
- ・市街化の進展が見込まれる市街化調整区域については、農業との調整を図りながら、都市計画制度の適切な運用などにより良好な市街地への誘導を図ります。
- ・既成市街地においては生活基盤整備を進めつつ、良好な住環境等の形成・維持に努めます。
- ・陵墓や社寺仏閣など貴重な歴史文化遺産を核とした良好なまちなみの継承に努めます。
- ・幹線道路沿道については、小売店舗など、にぎわいのあるまちなみの計画的な形成に努めます。

##### ③緑住ゾーン

住宅地周辺の歴史や文化的資源に恵まれた緑地環境を保全し、これと調和した快適な住環境の維持・向上を図ります。

- ・史跡や古墳をはじめとする、歴史的資源の特性を踏まえ、市街地の周囲を取り囲む貴重なみどりの保全を図ります。
- ・農業基盤の整備を進めながら、良好な田園環境を形成している農業的土地利用の保全を図ります。

##### ④緑交流ゾーン

市街地の隣接地や沿道など都市的土地利用に適した区域について、農業との調整を図りながら、低密度の土地利用を図るゾーンとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・府道美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線周辺の都市的土地利用に適した区域については、地区計画制度の適切な運用などにより住民生活の利便性の向上につながる商業施設などの誘導に努めます。
- ・骨格となる都市基盤の整備状況に応じて、適正な都市的土地利用の誘導を図ります。

## ⑤緑地環境ゾーン

主として農業的及びレクリエーション的土地利用を保全し、都市的土地利用は行わないものとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・農業基盤整備などにより農業振興に努めながら、農用地区域を中心とした農地の保全を図ります。
- ・総合スポーツ公園や既存の自然資源、民間施設等の地域資源を活用したレクリエーションやグリーンツーリズム、エコツーリズムなどに取り組みながら、様々な手法の活用などにより、適正な土地利用に配慮した、農空間の活用方策を検討します。
- ・竹内街道歴史資料館、葉室古墳公園、国史跡二子塚古墳などの歴史資源やレクリエーション資源、また「道の駅」や竹内街道交流館の活用、さらには、府立近つ飛鳥博物館からの竹内街道への動線の創出などにより、観光的地域振興に取り組みます。
- ・人口減少が続く中、集落の維持発展を図るための土地利用に努めます。

## ⑥自然レクリエーションゾーン

積極的にみどりの保全やレクリエーション環境の整備等を進めていくゾーンで、都市的土地利用はできないものとし、将来の土地利用を次のように方向づけます。

- ・本町の特色ともなっている二上山など豊かな自然環境の保全、みどりの育成を図るとともに、観光レクリエーション振興に努めます。
- ・生き物の生息に配慮しながら、人と自然とのふれあいの場の創出や歩行者系道路等によるネットワーク化を図ります。

## (2) ブロック別土地利用方針

ゾーニングに沿った具体的な土地利用を推進していくため、各ゾーンを地形条件や自然・歴史的特性、基盤整備状況等により区分し、それぞれの土地利用方針を定めます。

市街地については3つのゾーンに分かれています。空間として一体的に取り扱うのが望ましいため、それぞれのゾーン別土地利用方針を踏まえつつ、各ゾーンのブロック別土地利用方針のあとに市街地の具体的な土地利用方針を掲げます。

また、市街化調整区域については“市街化を抑制する区域”という基本理念を堅持しつつ、それぞれのゾーン別土地利用方針に基づき、みどり豊かで良好な土地利用の継続に留意し、本町独自の資源や既存ストック（豊かな自然環境、既整備の基盤施設など）を活かした土地利用を図ります。

### ①市街地

#### ア) 住宅地

住宅地のうち聖和台、磯長台、いわき台については、低層専用住宅地として、戸建住宅を中心とする、現在の良好な住環境を維持、保全していきます。

磯長台の周辺については、低層住宅や中高層住宅を中心として、中高層住宅地としての良好な環境の保全、形成を促進します。

太子中央線北部については、日常生活に密着した幹線道路沿道に適した土地利用を検討します。

その他の住宅地(一般住宅地)については、基盤整備の充実に努めながら、建築物の規模や形態、屋外環境など、地区の特性に配慮した良好な住環境の形成を促進します。

#### イ) 商業・業務地

役場を取り囲む街区及びこれにつながる沿道については、中心商業・業務地として位置づけ、町の中心としてふさわしい環境整備を図るとともに、にぎわいのあるまちづくりを促進します。

太子中央線沿道南部（六枚橋太子線以南）については、幹線道路沿道に適した業務施設などの土地利用を検討します。

#### ウ) 空閑地（農地）

市街化区域内の空閑地（農地）については、地権者の意向を踏まえながら、宅地化する農地と保全すべき農地に区分し、宅地化する農地については、健全な市街地の形成に努めます。

## ②広域交流ゾーン

ア) 太子I.C.北(図のA-1:インターチェンジ周辺誘導地)

周辺からの眺望の良い柏峰を保全するとともに、環境にやさしい工場や流通施設などの土地利用を誘導します。

イ) 太子I.C.東(図のA-2:インターチェンジ周辺誘導地)

環境にやさしい工場や流通施設などを誘導します。

ウ) 太子I.C.南東(図のA-3:インターチェンジ周辺誘導地)

教育文化振興に役立つ施設、インターチェンジを活かした集客施設、あるいは研究機関などの土地利用を誘導します。

エ) 太子I.C.西(図のA-4:インターチェンジ周辺誘導地)

農業との調整を図りながら、公共施設整備にあわせた低密度のゆとりある良好な新市街地や業務施設の土地利用を誘導します。

オ) 府道香芝太子沿道(図のA-5:インターチェンジ周辺誘導地)

インター周辺にふさわしい土地利用を推進するため、周囲の土地利用動向をみながら、幹線道路沿道に適した土地利用を誘導します。

カ) 太子I.C南(図のA-6:田園保全地)

原則として、農用地区域を中心とした農業的土地利用の保全を図ります。

## ③中央ゾーン

ア) 上所(図のB-1:住宅・沿道系誘導地)

幹線道路に適した地域活性化に寄与する土地利用や沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。

また、既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ります。

イ) 叡福寺周辺(図のB-2:歴史環境等保全地)

本町の歴史を特徴する地区であり、歴史的環境等の保全、整備に努めるとともに、周辺地域において景観法を活用して、安全な歩行空間や景観に配慮したまちづくりに取り組みます。

## ④緑住ゾーン

ア) 太子北1(図のC-1:歴史環境等保全地)

史跡や古墳等の歴史的環境を守るため、資源の特性を踏まえ、現況の土地利用を保全します。

イ) 太子北2(図のC-2:緑住共生誘導地)

人口フレーム及び本地区全域の土地利用との整合を図りながら、一定の緑地及び農地を保全し、あわせて田園環境と調和する住宅、医療、福祉などに関連した低密度の土地利用を誘導します。

## ⑤緑交流ゾーン

ア) 太子南(図のC-3:緑住保全地)

現況の土地利用を保全します。府道美原太子線沿道については、沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。今後、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線(山城バイパス)沿道については、整備状況等により周囲の環境と調和した土地利用を図ります。

イ) 太子西1(図のC-4:緑住保全地)

幹線道路周辺については、沿道型商業・業務施設などまとまりのある良好な都市的土地利用(商業施設など)を誘導します。

ウ) 太子西2(図のC-5:緑住保全地)

太子西条線の開通により、開発ポテンシャルの高い区域となるため、良好な田園環境との調和を図りながら、沿道型商業・業務施設や公共施設も含めた計画的なまちづくりを促進し、良好な都市的土地利用(商業施設など)を誘導します。

## ⑥緑地環境ゾーン

ア) 山田北(図のD-1: 田園保全地)

原則として、農用地区域を中心とした農地や山林など現況の土地利用を保全します。

イ) 畑周辺(図のD-2: 田園保全地)

農業基盤の整備に努め、農用地区域及び天皇陵などの歴史的資源を保全します。集落地及び周辺においては、集落環境の維持発展に努めます。

ウ) 葉室南(図のD-3: 歴史環境等保全地)

国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群などの歴史的資源を保全し、環境整備などを進めるとともに、現況の土地利用を保全します。

エ) 葉室北(図のD-4: 田園保全地)

農地及び天皇陵などの歴史的資源を保全します。集落地及び周辺においては、集落環境の維持発展に努めます。幹線道路沿道については、沿道型商業・業務施設など地域振興に寄与する土地利用の誘導を図ります。

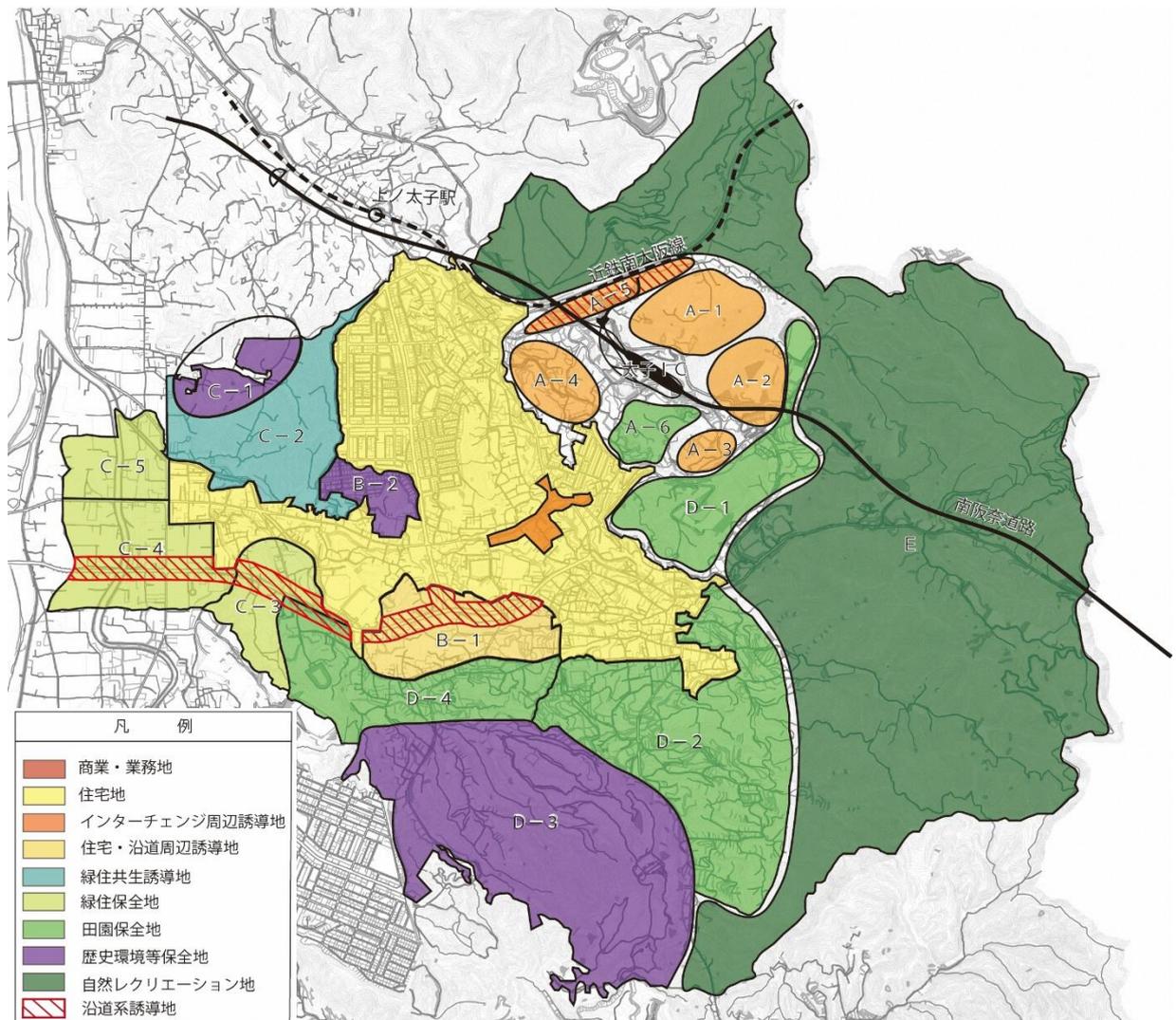


図 土地利用方針図

## 3・2 都市基盤施設等の整備方針

豊かな自然環境や歴史的環境を活かし、住民の安全性と利便性を確保しながら、道路等の交通基盤、公園・緑地、下水道並びに河川等の整備、保全を図り、誰もが住みやすい快適なまちづくりをめざします。

また、周辺市町村との広域的な連携を進め、都市基盤施設の相互利用を図るなど、より質の高いまちづくりをめざします。

### (1) 道路・交通

本町では、通勤・通学をはじめとする住民生活の利便性や安全性の向上を図り、産業活動の円滑化のため広域的な交通基盤の確立をめざします。また、狭隘道路の整備、耐震対策並びに歩行者の安全確保、高齢化社会に対応した歩道設置やバリアフリー化に努めます。

#### ①道路

##### ア) 国道・府道

- ・南阪奈道路により関西国際空港や大阪都心部、奈良県中和地域へのアクセスとして新たな広域道路網が形成されており、南阪奈道路は本町にとって重要な役割を担っています。地域振興、災害時の交通機能の確保、広域ネットワークの対応により、今後、国・府などに対し4車線化を要望していきます。
- ・南北方向の交通軸の機能強化を図るため、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）の整備を促進します。
- ・国道166号、歴史国道（国道166号）、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の計画的な歩道整備を促進します。

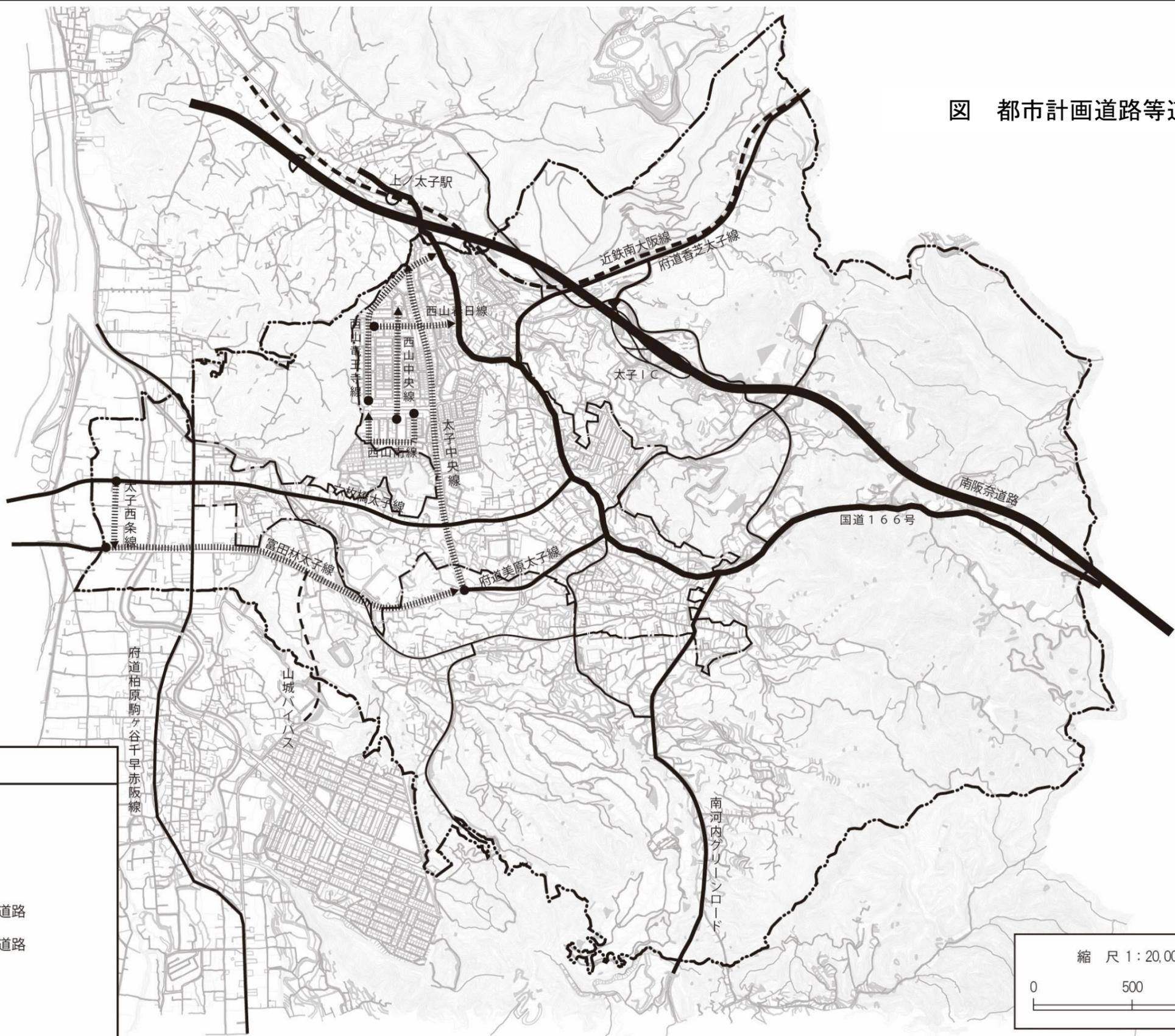
##### イ) 生活道路等その他の道路

- ・インターチェンジ周辺において、新たな市街地形成にあわせ、幹線となる道路整備の誘導を図ります。
- ・市街地の狭隘道路については、交通面での機能強化を図るほか、防災性の向上を図るため、住民の協力を得ながら拡幅整備や交差点の改良に努めます。
- ・集落内の主要な道路や地域間を結ぶ道路については、地域の実情にあわせて改良・整備に努めます。
- ・歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や交差点改良などの道路構造の改善に努めるとともに、信号機等交通安全施設の整備を推進します。
- ・主要な道路については、周囲の環境との調和を図りながら、地域等との協力により、植樹、植栽などによる緑化を進めます。
- ・旧街道やそのまちなみの景観に配慮したうるおいのある道路空間の確保に努めます。

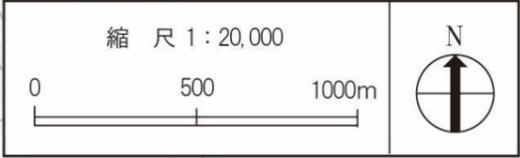
#### ②公共交通

- ・太子町における公共交通を取り巻く課題の改善に向け、「太子町地域公共交通基本計画」等を策定し、公共交通の充実を図ります。

図 都市計画道路等道路網図



凡 例	
	都市計画道路
	南阪奈道路
	国道
	府道その他幹線道路
	その他の主要な道路
	市街化区域
	都市計画区域



## (2) 公園・緑地

「緑の基本計画」に基づき、住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動、教養、その他レクリエーションの用に供するとともに、生活にうるおいを与え、かつ防災面の機能が担えるよう整備、保全に努めます。本町では特に、豊かな自然環境や歴史的環境の活用を図りながら、人といきものに配慮した水辺空間や歴史文化遺産周辺の環境づくりに努めます。

### ①都市公園・緑地

- ・市街地の発展動向をみながら、街区公園等住区基幹公園の適正な配置に努めます。
- ・街区公園については、老朽化した施設の計画的な改修を進め、公園施設の充実に努めます。
- ・太子・和みの広場については、本町の歴史文化特性を活かした地域振興、観光振興に寄与する利活用に努めます。

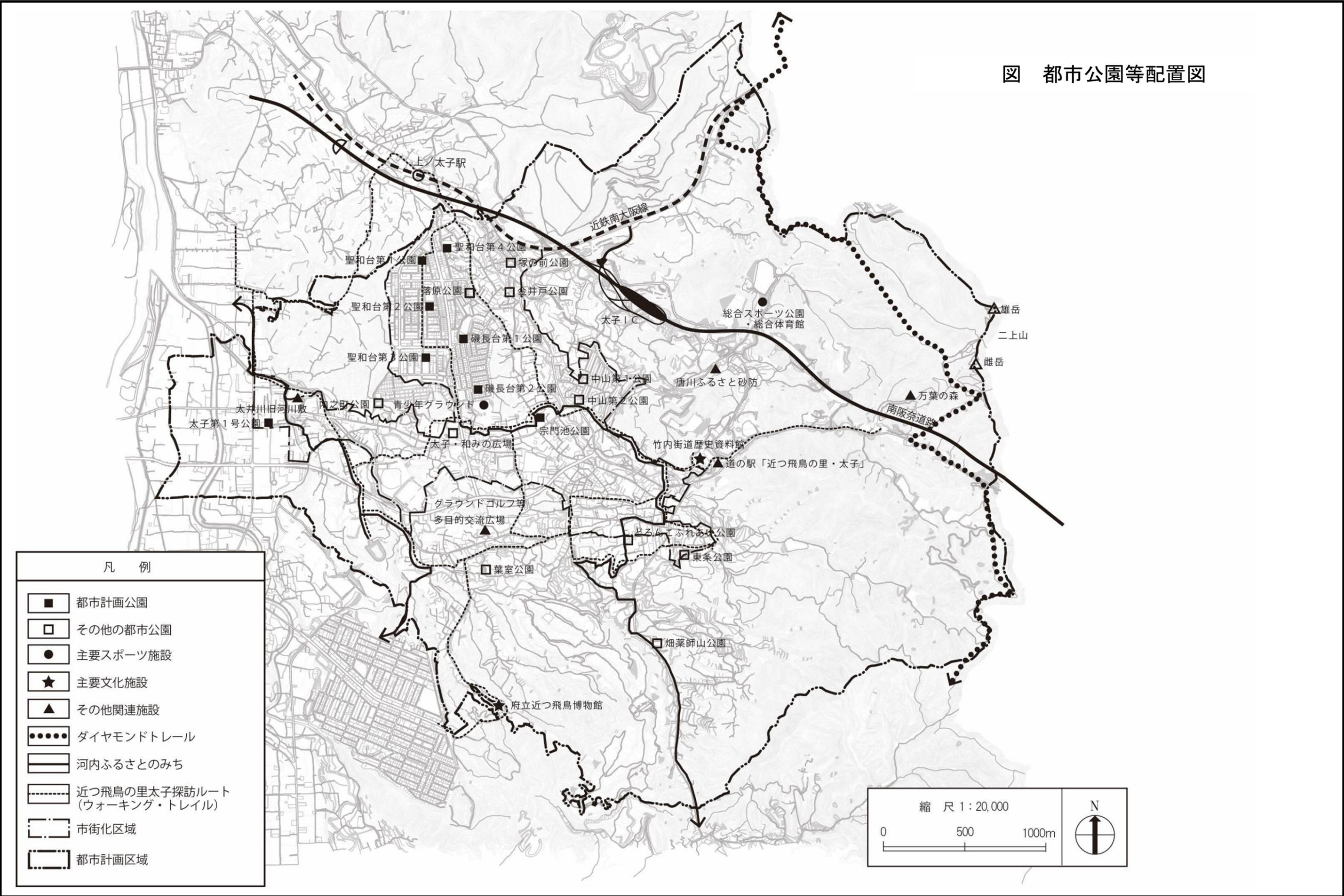
### ②その他の公園・緑地及び緑化

- ・金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域に指定されている二上山などの山林や農用地区域に指定されている山麓部の果樹園等のみどり、その他の法で位置づけられているみどりについては、本町を特徴づける貴重な資源として、今後ともそれらの保全に努めます。  
また、市街地周辺における快適な都市生活において必要なみどりを確保する等、本町を特徴づけるみどりの保全と活用、市街地及び周辺におけるみどりの確保に努めるとともに、人と自然と歴史が共生できるまちづくりを推進します。
- ・市街地において、うるおいのある環境づくりを進めるため、古墳、社寺等のみどりの保全を図るとともに、公共公益施設や街路の緑化に努めます。
- ・唐川をはじめ河川については、生態系に配慮しながら、人と生き物にやさしい水辺空間として維持・保全に努めます。
- ・地域総合オアシス事業などにより整備された、ため池などを活かして豊かな水辺の環境づくりに努めます。
- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群など歴史的資源が分布する地域については、適正な緑地の保全に努めます。
- ・ダイヤモンドトレール、歴史国道、河内ふるさとの道、ウォーキング・トレイル、道の駅などと連携しながら、安全で気軽に散策等を行うことができる歩行者空間のネットワーク化を推進し、観光の向上につなげます。
- ・住民主体の緑化運動等環境づくりの促進を図るため、啓発活動を進めながら、アドプト制度等の活用を図っていきます。
- ・地域住民参加による身近な公園・緑地の維持・管理を推進します。



都市計画公園宗門池公園

図 都市公園等配置図



凡 例

- 都市計画公園
- その他の都市公園
- 主要スポーツ施設
- ★ 主要文化施設
- ▲ その他関連施設
- ダイヤモンドトレール
- 河内ふるさとのみち
- 近つ飛鳥の里太子探訪ルート (ウォーキング・トレイル)
- 市街化区域
- 都市計画区域

縮 尺 1 : 20,000

0 500 1000m

N

### (3) 公共下水道・河川

下水道は、安全で快適な生活を営むために必要な施設であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、大和川下流東部流域関連公共下水道との整合を図りながら、公共下水道の整備に努めます。また、治水レベルの向上を図り、安全で良好な環境づくりを進めるため、河川改修など総合的な治水対策を進めます。

#### ①公共下水道

- ・市街化区域での下水はほぼ整備済みであり、今後、整備効果の高い区域から優先的に住民の協力を得ながら、順次整備を進めていきます。
- ・浸水対策は概ね整備済みであり、さらに必要整備箇所について検討します。
- ・将来の市街化の動向を見据えながら、整備計画の見直しを図り、計画的に公共下水道整備を推進します。
- ・下水道事業、費用負担に対する住民の理解が得られるよう、積極的な啓発に努めながら、水洗化の促進を図ります。

#### ②河川

- ・太井川改修事業並びに飛鳥川改修事業を引き続き促進します。
- ・唐川砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業実施を大阪府へ要望していきます。
- ・河川整備にあたっては、水辺のレクリエーション機能に配慮しながら、水辺空間などの水環境に配慮し、安全で快適な生活環境の確保を図ります。
- ・唐川ふるさと砂防事業完成に伴い設立された「唐川ホテルを守る会」の活動等により蛍の保護・育成を行い、生息域の良好な自然環境の保全と向上に努めます。

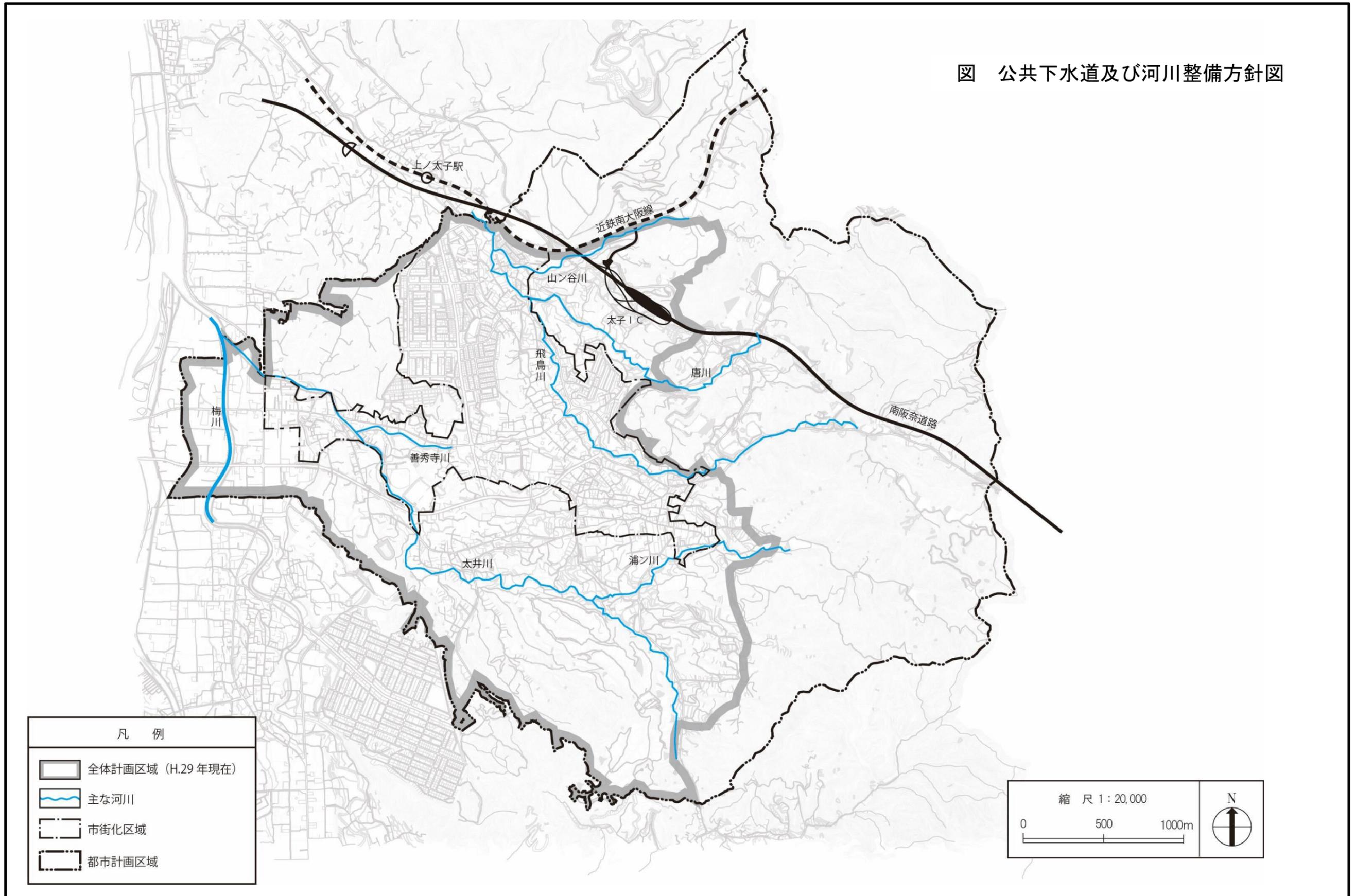
### (4) その他の公共施設

既設の公共施設については、将来の人口分布や市街化動向に応じ、住民が快適で文化的な生活を営めるよう、防災面やバリアフリーなどに配慮しながら、機能の充実に努めます。



竹内街道交流館

図 公共下水道及び河川整備方針図



### 3・3 環境・景観等の保全・形成方針

住民が安全で健康的かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、町の特性である豊かな自然環境と歴史資源を大切に守りながら、人にやさしい環境づくり、環境にやさしいまちづくりをめざします。また、太子らしい景観の保全、形成を図りながら、地域特性の演出を推進します。

#### (1) 環境の保全・形成

山林、田園、市街地などにおける自然環境の保全を図るとともに、人と生き物のふれあいなどを重視しながら、それぞれの特性に応じた自然環境の復元、育成を進めます。また、歴史資源を調査、研究し、その保全を図り、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを進めていきます。

市街地や集落地など生活の空間においては、文化的でうるおいのある生活が営めるよう、自然環境や歴史資源を活かした住環境等の形成に努めます。

##### ①自然環境

- ・金剛生駒紀泉国定公園、近郊緑地保全区域については、林業振興との整合を図りつつ、自然環境の保全に努めます。
- ・治山事業、治水事業など各種公共事業においては、生き物の生息に配慮し、育成型の整備を進めます。
- ・市街地においては、古墳や社寺仏閣、農地、斜面等のみどりの適正な維持管理を促進します。
- ・南河内地域における環境学習の拠点として、ダイヤモンドトレールなどの維持管理に努め活用を図っていきます。
- ・学校や道路などの公共施設の緑地の充実や適正な維持管理を図るとともに、民有地における緑化の促進を図り、市街地における自然環境の創出に努めます。

##### ②歴史的環境

- ・文化財の整備、活用を図るため、史跡の保存と環境づくりなどの整備を進めます。
- ・日本遺産に認定された竹内街道について、その歴史的意義を踏まえた修景やまちなみなどの保全に努めます。
- ・天皇陵や叡福寺など歴史文化遺産の散策ルートとして整備を進めるとともに、修景施設の維持管理を行います。
- ・国史跡一須賀古墳群や葉室古墳群など歴史的資源が集積している箇所については、二子塚古墳等との関連を踏まえ、近つ飛鳥博物館や近つ飛鳥風土記の丘と一体となった歴史的環境の保全、活用に努めます。

##### ③生活環境

- ・美しいまちづくり条例に基づき、ごみの不法投棄等のない美しいまちづくりをめざし、美化意識の啓発や美化運動の促進に努めます。
- ・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染、騒音、振動などの公害を防止するため、大阪府や関係機関の協力のもと、指導及び規制の強化等に努めます。
- ・道路、公園などの適正な配置、植樹の工夫、照明施設の設置などによる見通しの良い空間づくりなど、防犯に留意した生活環境の確保に努めます。

## (2) 景観の保全・形成

みどりと歴史につつまれた本町の特性を活かし、太子らしい個性と魅力のあるまちづくりを推進するため、景観法及び景観条例に基づき、景観計画の策定など住民と行政が一体となった景観まちづくりに取り組みます。

### ①自然的景観

- ・本町のランドマークとなる二上山などの山並みの保全を図るとともに、レクリエーション空間等の整備にあたっては、周囲の景観と調和するように努めます。
- ・河川やため池などの水辺の景観を保全するとともに、住民が水と親しみ自然とふれあえる親水空間の創出に努めます。
- ・良好な田園景観を形成している田畑、果樹園などを、農業振興と連携しながら保全、活用していきます。

### ②歴史的景観

- ・点在する古墳や史跡等の特性に応じて、歴史的景観の保全に努めるとともに、これらを活かした地域づくりを進めます。
- ・歴史資源を散策する道すじに残るまちなみなど、趣のある景観の保全や周囲の環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・六枚橋太子線の叡福寺周辺については、景観法を活用し、住民と協働による叡福寺を核とする歴史的景観のまちなみ保全形成に努め、良好なまちなみを次世代へ継承します。
- ・失われつつある、又、埋もれた歴史資源を掘り起こし、その活用に努めます。

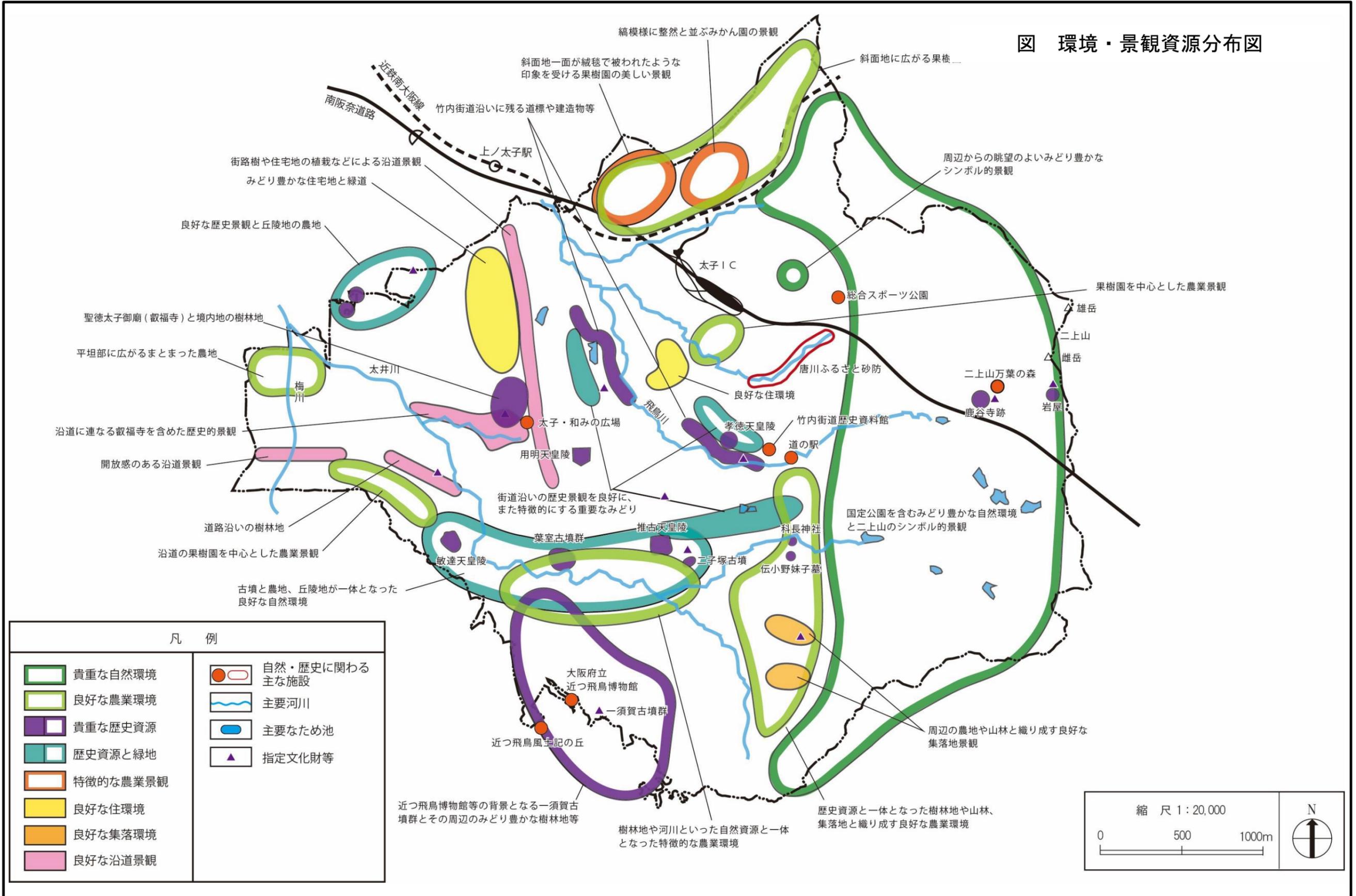
### ③都市的景観

- ・主要な道路では、住民との連携を図りながら、みどり景観の軸として街路樹や植栽などにより、良好な街路景観の創出を図ります。
- ・本町の玄関口となる近鉄南大阪線上ノ太子駅前広場については、住民との協働により緑化を推進し、うるおいのある都市景観を推進します。
- ・住宅地においては、周囲の環境と調和した良好な景観が形成されるよう、地区計画等により、家屋の形状や色彩、デザインなどの誘導に努めます。
- ・集落地においては、建て替え等にあたって、周囲の田園景観、歴史的景観と調和した景観の保全、形成が図られるよう、地域になじむ建て方などによる誘導に努めます。
- ・役場など主要な公共施設を核として、その周辺を含め、活気にあふれた都市的景観の形成に努めます。

### ④誘導・規制及び推進体制等

- ・建築物の誘導・規制、屋外広告物などの規制を行うため、地区計画制度や建築協定制度、緑地協定制度等の活用を図るとともに、条例の制定などを検討します。
- ・景観づくりに関わる人、組織の連携や助言、指導が行える体制づくりに取り組みながら、景観法に基づく景観計画の策定を検討し、地域特性に応じた各種景観施策の導入に努めます。
- ・景観区域の拡大へ向け、住民の景観保全・形成に対する認識を高めるため、景観づくりの啓発活動を推進します。

図 環境・景観資源分布図



### 3・4 市街地及び周辺地域の整備方針

将来人口等に対応しうる市街地の確保を図るため、土地利用の方針に基づき、秩序ある市街地の形成を計画的に進めていきます。

#### (1) 市街地の整備方針

市街地については、上位計画を踏まえ、次のような土地利用を誘導します。

##### ①低層専用住宅地

聖和台地区については、「聖和台地区地区計画」により戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持、保全に努めます。

磯長台、いわき台等の戸建住宅を中心とした住宅地については、都市計画法、建築基準法等の適正な運用に努めるとともに、地区計画等各種制度の活用などにより、良好な住環境の維持、保全に努めます。

住宅地内の未利用地については、当該環境に適した低層専用住宅等の誘導を図ります。

太子中央線北部沿道における第一種低層住居専用地域の用途について、住民生活に密着した幹線道路沿道に適した土地利用のあり方について検討します。

##### ②中高層専用住宅地

磯長台の周辺については、地形的な条件等により、低層専用住宅地に及ばないものの、戸建住宅を中心として良好な住環境が形成されているところであり、今後とも山林等のみどりを保全しながら、当該環境に適した中高層の専用住宅の誘導を図ります。

##### ③一般住宅地

低層専用住宅地や中高層専用住宅地を除く住宅地については、狭隘道路など都市基盤の整備に努めながら、建築物の規模や形態、屋外環境など、地区の特性に配慮した良好な住環境形成の誘導を図ります。

叡福寺周辺地区については、「叡福寺周辺地区地区計画」等により戸建住宅を中心とした良好な住環境の維持、保全に努めます。

戸建住宅を中心とした住宅地で、良好な住環境が形成されているところについては、地区計画等各種制度の活用などにより、その維持、保全に努めます。

##### ④商業・業務地

役場を取り囲む街区及びこれにつながる沿道については、中心商業・業務地として位置づけ、町の中心としてふさわしい環境整備を図ります。

太子中央線沿道南部（六枚橋太子線以南）については、幹線道路沿道に適した業務施設などの土地利用を検討します。

その他市街地の整備においては、以下の点に配慮した整備を図ります。

- ・市街化区域の空闲地（農地）においては、地権者の意向を踏まえながら、宅地化する農地と保全すべき農地に区分し、宅地化する農地については、健全な市街地の形成を図るため、地区計画制度などの検討を行い、面的な整備事業等を促進するとともに、道路計画等による都市基盤の整備、誘導に努めます。
- ・既成市街地や集落地で家屋が集積しているところでは、住民との協働による狭隘道路の整備手法の検討など都市基盤の整備に努め、良好な市街地への誘導を図ります。
- ・近年空き家の増加が顕著になってきていることから、「太子町空き家等対策計画」を踏まえ、空き家の利活用を含めた対策に努めます。
- ・開発指導要綱の適切な運用を図るとともに、景観計画区域の拡大を行い、新たなまちづくりの形成に努めます。
- ・住環境の悪化を防止し、また良好な住環境の維持、形成を図るため、都市計画法、建築基準法等の適正な運用に努めるとともに、地区計画制度、建築協定制度的適切な運用を図ります。

## (2) 周辺地域の整備方針

周辺地域については、土地利用方針に基づき、次のような土地利用を誘導します。

### ①新産業系誘導地

インターチェンジを活かした新たな産業機能を担う地区として、柏峰などの自然資源や歴史的資源を保全しながら、工業系、流通系、教育文化、集客施設、研究機関などの土地利用を誘導します。

### ②沿道系誘導地

太子地区西側、府道美原太子線沿道については、沿道型商業・業務施設の適正な立地を誘導し都市機能の向上を図ります。

府道香芝太子線沿道については、インター周辺にふさわしい土地利用を推進するため、周囲の土地利用動向をみながら、幹線道路沿道に適した土地利用を誘導します。

### ③住宅系誘導地

太子中央線と府道美原太子線が交差する付近については、幹線道路に適した土地利用などの良好な新市街地や既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ります。

### ④職住・農業誘導地

市街地とインターチェンジの間の地区については、農業との調整を図りながら、公共施設整備にあわせた低密度のゆとりある良好な職住近接型の新市街地や業務施設などの土地利用を誘導します。

### ⑤緑住共生誘導地

人口フレーム及び本地区全域の土地利用との整合を図りながら、一定の緑地及び農地を保全し、あわせて田園環境と調和する住宅、医療、福祉などに関連した低密度の土地利用を誘導します。

### ⑥商業業務系誘導地

太子地区西側、太子西条線周辺、府道美原太子線周辺については、幹線道路を活かした商業施設などまとまりのある良好な都市的土地利用を誘導します。

太子西条地区については、「太子西条地区地区計画」により店舗を中心に周辺農地や既存集落との調和のとれた幹線道路沿道型の土地利用形成を図ります。

その他周辺地域の整備においては、以下の点に配慮した整備を図ります。

- ・市街化調整区域のうち、幹線道路沿道、既成市街地隣接地やインターチェンジ周辺において、地区計画制度等の適切な運用を行い、学校施設などの公共施設整備や、農業環境との調整を図りながら、自然環境、歴史文化遺産と調和のとれた市街地の形成に努めます。
- ・住宅系市街地の形成にあたっては、自然・歴史的環境と調和し、かつ、ゆとりのある良好な戸建住宅を中心として、定住に適した魅力ある住宅地の誘導を図ります。新たな住宅地の形成にあたっては、周囲の環境に配慮し、みどりを取り込みながら、質が高い、ゆとりのある住宅地の形成に努めます。

### (3) 市街化調整区域における地区計画制度の運用

市街化調整区域における地区計画制度の運用については、総合計画における土地利用の方針に基づき、本都市計画マスタープランの土地利用方針に沿って位置づけされた区域において検討することとしています。

検討にあたっては、大阪府の「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」及び「太子町市街化調整区域における地区計画ガイドライン」に基づき、適正な土地利用の誘導を図ります。

### (4) その他の整備方針

その他、本町の資源を活かしたまちづくりを進め、まちの魅力向上を図ります。

また、魅力ある自然・歴史資源について、「太子町観光まちづくりビジョン」による活用やPRを図り、交流人口の増大を図ります。

#### ①歴史環境等形成誘導地

周辺の環境との調和を図りながら、歴史資源等に隣接するみどりの保全や、これらを活用するための公園、緑地等の適正な土地利用の形成を誘導します。

#### ②自然・歴史資源の保全・活用地

自然・歴史資源については、それぞれの土地利用の中で適切な保全、活用を行うとともに、周辺において土地利用を行うにあたっては、その環境に配慮するものとします。

#### ③歴史的景観を活かしたまちなみ形成地

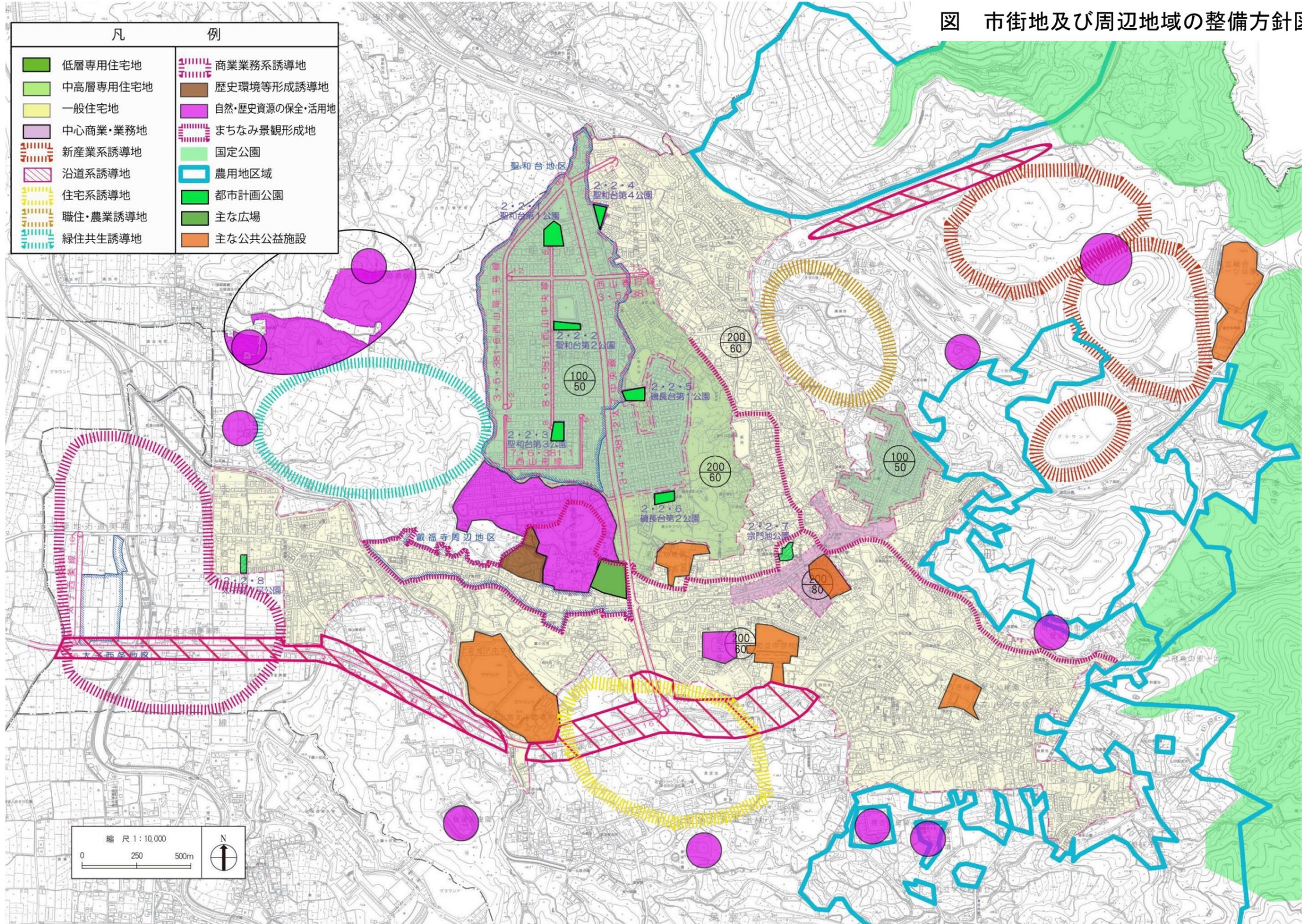
六枚橋太子線の叡福寺周辺の景観法に基づく無電柱化整備については、適切な維持管理を図り、叡福寺を核とする魅力ある歴史的景観のまちなみ保全形成に努めます。

また、日本遺産に認定された竹内街道については歴史的景観の保全を図るため、まちなみ形成に努めるとともに、「太子町観光まちづくりビジョン」に基づき、観光まちづくりの取り組みを行います。



竹内街道

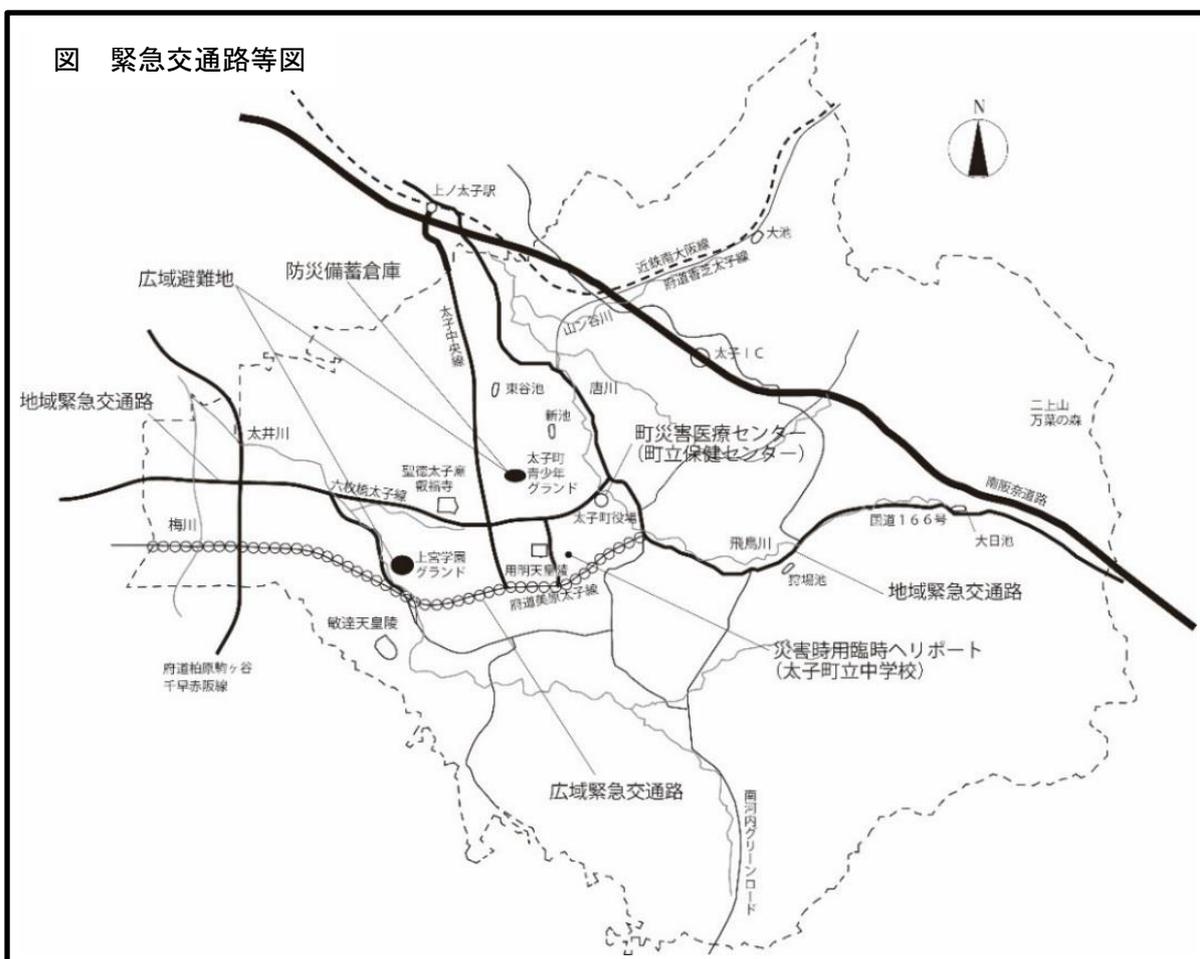
図 市街地及び周辺地域の整備方針図



### 3・5 都市防災の方針

地震、台風、集中豪雨、火災などあらゆる災害に対応できる安全なまちづくりを進めるため、「太子町地域防災計画」に基づき、防災に配慮した基盤整備や避難所及び避難路の確保、治水対策などを進めていきます。

- ・水辺空間、公園、緑地と連携したオープンスペースの確保や市街地内における建築物の不燃化促進を図り、広域火災時の被害防止及び被害の拡大防止に努めます。
- ・公共公益施設について、「太子町公共施設等総合管理計画」に基づいた公共施設の計画的な整備、避難所としての充実、狭隘道路の整備に努めます。
- ・緊急時の避難活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、土砂災害情報相互通報システムに基づき注意喚起を継続して行います。また、地域主体の訓練実施の働きかけなどを行い、地区防災計画の策定の推進に努めるとともに、避難所、避難路の安全確保対策を実施し、避難計画等の検討を行います。
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、民間建築物の耐震診断の促進啓発に努めます。
- ・洪水調節機能などを確保するとともに、その安全性を高めるため、ため池の保全に努めます。



## 4 計画実現に向けた方策

### 4・1 住民との協働によるまちづくりの推進

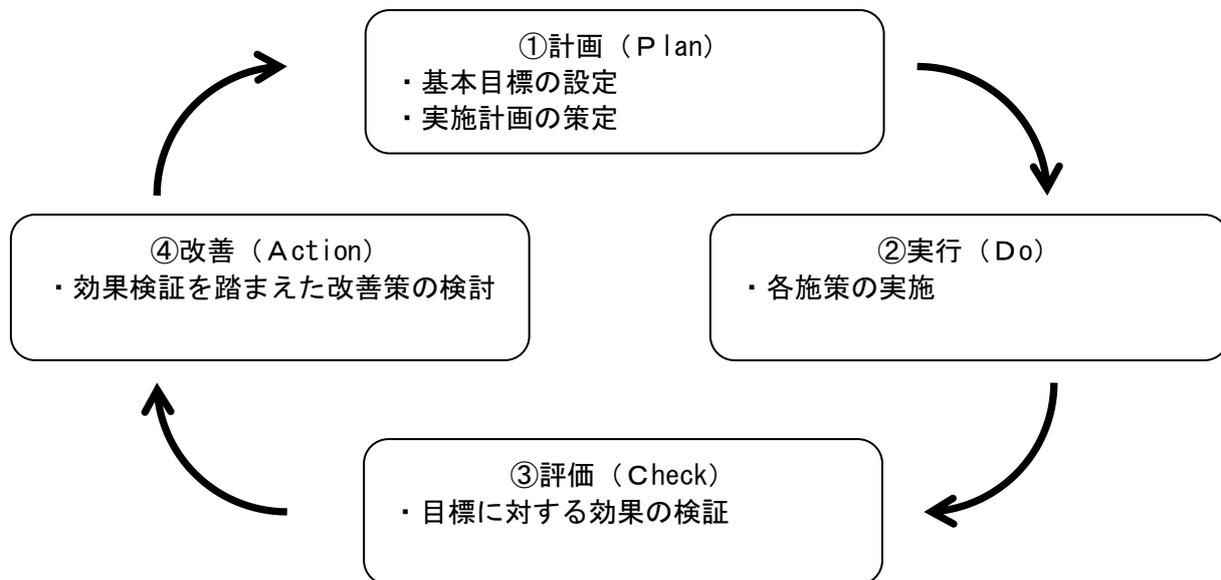
都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの計画は、住民や企業・NPOなどと行政がそれぞれ役割分担を行い、連携しあって進めていくことが大切です。

本町においては現在、「唐川ホテルを守る会」「花のあるまちづくりの会」など、アドプト制度やボランティア活動による自主的な取り組みが行われています。今後、これらの活動を継続するとともに、活動の幅を広げる仕組みづくりなど、町の貴重な自然資源や文化資源を活用した景観づくり、町の活性化、また防災などの各部門において、住民と協働の魅力あるまちづくりを進めていきます。

- ・住民の景観意識の高揚を図るなど、住民が環境を考えるきっかけとなる施策の展開を図ります。
- ・協働によるまちづくりを進めるため、地域の課題に取り組む活動団体に対する支援を行うなど、町会・自治会やNPOなどの様々な団体の参画による協働によるまちづくりを進めます。
- ・自主防災・防犯活動、身近な都市公園の清掃などの美化活動、その他各種のまちづくり活動に関わる住民の自主的な組織を育成し、地域活動の発展を図るための支援に努めます。
- ・住民参加による身近な環境の保全、形成を図るため、地区計画や建築協定、緑地協定など各種制度の活用にも努めます。

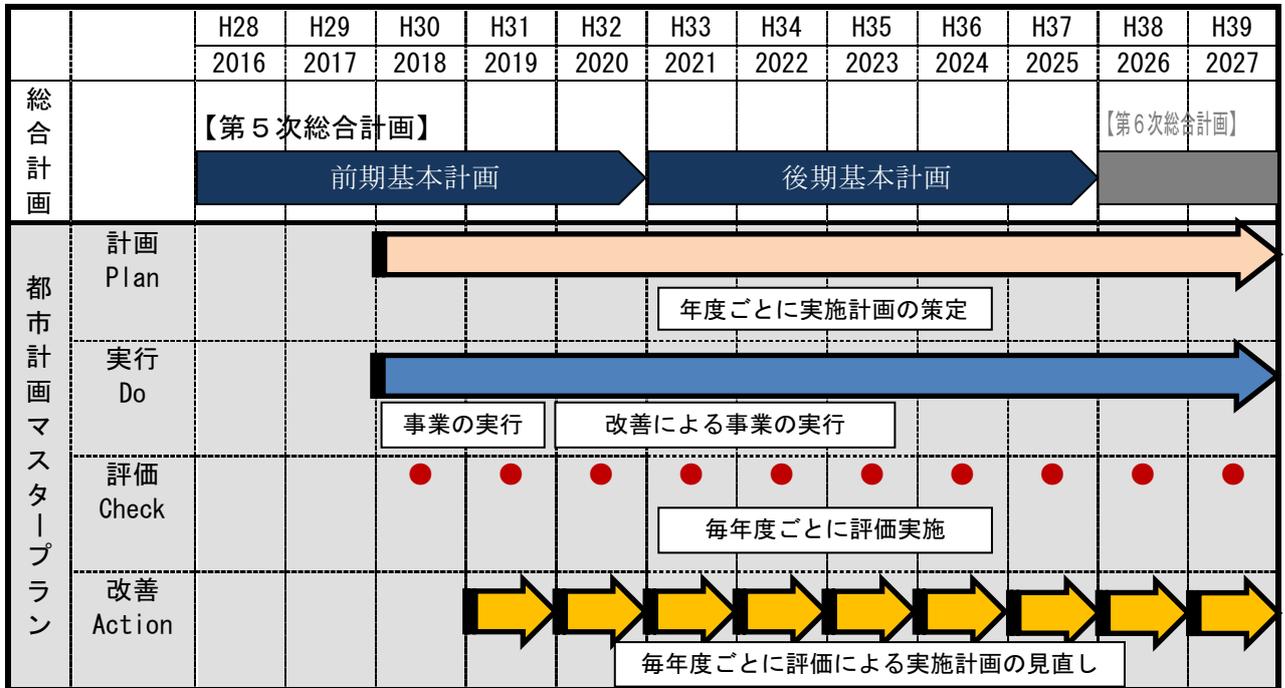
### 4・2 計画の進行管理

本都市計画マスタープランで策定した都市づくりの方針に基づく各施策を着実に実行していくために、その進捗状況および実現性を評価するため、PDCAサイクル手法を用いた進行管理を行います。



### 4・3 見直しの方針

本都市計画マスタープランは、上位計画である第5次太子町総合計画に即して、本町を取り巻く社会情勢の変化、人口、土地利用動向の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。



都市計画審議会



# 附 属 资 料



## 1. 太子町都市計画マスタープラン諮問

太に第84号  
平成29年2月6日

太子町都市計画審議会  
会長 吉川寿一様

太子町長 浅野克己

### 太子町都市計画マスタープランの改訂について（諮問）

本町では、平成28年策定の「第5次太子町総合計画」によって新しいまちづくりの方針を示しました。また、平成20年に策定しました「太子町都市計画マスタープラン」が平成29年度で計画期間の満了を迎えることから、平成39年度を目標年次とした「太子町都市計画マスタープラン」を策定しようとするものです。

つきましては、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、太子町都市計画マスタープランの改訂について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

## 2. 太子町都市計画マスタープラン答申

平成 30 年 2 月 1 日

太子町長 浅野克己 様

太子町都市計画審議会  
会長 吉川寿一

### 太子町都市計画マスタープラン（案）について（答申）

平成 29 年 2 月 6 日付け、太に第 84 号をもって諮問のありました「太子町都市計画マスタープラン（案）」について、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、にぎわいのある太子町の実現のために、本計画の実施については積極的に進めるようお願いします。

また、今回の改訂から取り入れられる P D C A サイクルによる進捗管理については、客観的に判断できるようにし、毎年度進捗管理を行い、着実に計画を進められるようお願いします。

### 3. 太子町都市計画審議会等の経緯

平成 28 年 8 月 22 日 ～9 月 1 日	・各課施策評価調査
平成 29 年 2 月 6 日	平成 28 年度第 1 回都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの改訂について（諮問）
平成 29 年 7 月 27 日 ～8 月 21 日	・各課意見聴取
平成 29 年 8 月 23 日	平成 29 年度第 1 回都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープランの改訂について（諮問）
平成 29 年 10 月 2 日 ～11 月 1 日	・太子町都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメント（住民意見）の募集
平成 30 年 2 月 1 日	平成 29 年度第 2 回都市計画審議会 ・太子町都市計画マスタープラン（素案）に対する意見について ・太子町都市計画マスタープランの改訂について（答申）

### 4. 太子町都市計画審議会委員名簿

(平成 30 年 3 月現在)

氏 名	役 職
○ 吉 川 寿 一	学 識 経 験 者
若 生 謙 二	学 識 経 験 者
富 田 安 夫	学 識 経 験 者
中 村 直 幸	町 議 会 議 員
村 井 浩 二	町 議 会 議 員
田 中 祐 二	町 議 会 議 員
仲 村 廣 文	関係行政機関職員
角 田 誠 一	町 住 民
関 本 芳 孝	町 住 民
鎌 田 妙 子	町 住 民

注) ○は会長

## 5. 太子町都市計画審議会条例

平成12年太子町条例第5号

### 太子町都市計画審議会条例

(設置)

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、太子町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 町議会の議員

3 町長は、前項に規定する者のほか、次に掲げる者のうちから、委員を任命することができる。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 町の住民

4 第2項第1号及び前項第2号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

**第3条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(太子町都市計画審議会条例の廃止)

2 太子町都市計画審議会条例（昭和44年条例第14号）は、廃止する。

## 6. 太子町都市計画審議会規則

平成12年太子町規則第8号

### 太子町都市計画審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、太子町都市計画審議会条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、太子町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

**第2条** 次の各号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 条例第2条第2項第1号に掲げる者 4人以内

(2) 条例第2条第2項第2号に掲げる者 4人以内

2 次の号に掲げる者のうちから任命されることができる委員の数は、当該号に定める人数とする。

(1) 条例第2条第3項に掲げる者 4人以内

(専門委員の調査結果の報告)

**第3条** 会長は、必要に応じ専門委員を審議会の会議に出席させ、当該専門委員が行った調査の結果を審議会に報告させることができる。

(招集等の通知)

**第4条** 会長は、審議会の会議の日前3日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(記録の作成)

**第5条** 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した記録を作成し、これに署名しなければならない。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び出席した臨時委員の氏名

(3) 調査審議の内容

(幹事)

**第6条** 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、町及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を掌理する。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、まちづくり推進部にぎわいまちづくり課において行う。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年3月6日規則第6号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年4月26日規則第11号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

**附 則** (平成28年6月30日規則第35号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。



---

## 太子町都市計画マスタープラン

---

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町まちづくり推進部にぎわいまちづくり課

平成 30 年 3 月発行

TEL 0721-98-0300 (代表)

FAX 0721-98-4514

---